

第六十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十四号

昭和四十六年三月二十三日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君
理事 浦野 幸男君 理事 嶋田 宗一君
理事 進藤 一馬君 理事 橋口 隆君
理事 武藤 嘉文君 理事 中村 重光君
理事 岡本 富夫君 理事 吉田 泰造君
理事 石井 一君 理事 遠藤 三郎君
理事 小川 平二君 理事 大久保武雄君
理事 神田 博君 理事 北澤 直吉君
理事 小峯 柳多君 理事 左藤 恵君
理事 坂本三十次君 理事 始関 伊平君
理事 塩崎 潤君 理事 田中 六助君
理事 羽田 孜君 理事 藤尾 正行君
理事 別川悠紀夫君 理事 前田 正男君
理事 増岡 博之君 理事 松永 光君
理事 山田 久就君 理事 石川 次夫君
理事 加藤 清二君 理事 相沢 武彦君
理事 近江已記夫君 理事 松尾 信人君
理事 川端 文夫君 理事 米原 昶君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
通商産業大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

公正取引委員会 吉田 文剛君
事務局長 平原 毅君
外務省経済局長 小宮山重四郎君
通商産業省通商 原田 明君
局長 後藤 正記君
通商産業省貿易 楠岡 豪君
振興局長 榑岡 久君
通商産業省繊維 吉光 久君
雑貨局長
中小企業庁長官

自治大臣官房参事官 佐々木喜久治君
委員外の出席者
通商産業省重工 山形 栄治君
業局次長
商工委員会調査 権野 幸雄君
室長

委員の異動

三月二十三日
補欠選任 羽田 孜君
稲村 利幸君
小峯 柳多君
同日 別川悠紀夫君
柳多君
同日 補欠選任 稲村 利幸君
小峯 柳多君
同日 補欠選任 稲村 利幸君
小峯 柳多君
同日 補欠選任 稲村 利幸君
小峯 柳多君

三月二十二日
日中貿易振興のため吉田書簡撤廃に関する請願
(佐藤親樹君紹介)(第二六三四号)
同(佐藤親樹君紹介)(第二七〇八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
中小企業特恵対策臨時措置法案(内閣提出第五〇号)

○八田委員長 これより会議を開きます。

中小企業特恵対策臨時措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田泰造君。

○吉田(泰)委員 中小企業特恵対策臨時措置法案について、いままで同僚委員からいろいろな形で

質疑が行なわれておりますので、きょうは私は、特にまず冒頭で香港問題を取り上げてみたいと思

います。中共、北朝鮮、香港、いろんな角度で政府の御答弁を伺いましたけれども、まず長官にお伺いしたいのですが、当初香港は、通産省の考え方では、私は供与国に入っていないというふうに理解をしておたのですが、その理解は間違っておりますか。

○原田政府委員 御指摘のとおり、香港は、国連貿易開発会議の会議の過程におきましては、これを対象とするかどうかは全くなかった。これをわけてございまして、私も現在の特恵案のスキームを作業いたしました場合にも、香港は入らないという前提で作業をいたしたわけでござい

ます。○吉田(泰)委員 いま局長の御答弁で、香港は入っていないという形で作業を進められた。外務省の経済局長にお伺いいたしますが、会議の過程において、英国は除きまして、各国はどういう形で香港を取り扱っておられますか。

○平原政府委員 お答えいたします。特恵の受益国をどこにするかという問題は、従来、UNCTAD、あるいは先進国だけのOECDの会議で、いろいろ議論してまいりましたが、現在までのところ各国ともまだ最終的にきまつておりません。ただ、非公式な会議におきましては、私自身いろいろ各国の代表とも話をしておりますが、

したがって、最終的にどうなるかは私にはつきり申せませんが、いままでの過程では、香港には何か認めざるを得ないのではないか。ただ、やはり香港の特殊な地位ということで、一〇〇%ほかの国と同じではなくて、品物等も例外的なものをつくらざるを得ないのではないかと、こういう考えを

持っておる先進国が多いようにござい

ます。御答弁と原田通産局長の御答弁が、私はニュアンスがちよっと違っていると思ふのです。ということは、外務省の考え方では、大勢は香港を認めなければならぬような方向にいつているというふうな御答弁ですが、通産省と外務省とのその詰めはおやりになりましたか。ほくはニュアンスはちよっと違っていると思ふのですがね。

○原田政府委員 受益国の範囲についてももちろんでございますが、特恵のスキーム全般につきましては、絶えず連絡をいたして、その上でこちらの作業を進めております。

○吉田(泰)委員 連絡をとりながら作業を進めておるといふ通産省が、先ほどの局長の御答弁のようには、香港というものは、おそらく計画の中では、実施段階では去年あたりは考えてなかったと思ふのです。正直なところ。われわれはそういうふうには理解していません。それはそれなりに理由があると思ふのです。ということは、これはもし香港に特恵を供与した場合の一番大きな、ほかのいわゆる後進国に与えるよりか以上のデメリットがあると思ふのですが、それは原田局長どうい

うふうにお考えになりますか。

○原田政府委員 この特恵問題を議論いたしました国際的な場所、OECDまたは国連貿易開発会議の議論は、たいへん長い期間にわたっておりまして、すでに数年を経過しておるわけでござい

ます。その当初は発展途上国七十七カ国、その後、発展途上国群が非常にふえてまいりました。た

だ、これら諸国が一致いたしました。一般特恵という形で踏み切った非常に大幅な特恵をもらいたいということで、先進国との間での話が

というようになりなりました段階では、わが国は、当初例外方式、その後シーリング方式と切りかえて作業をしたわけでございます、その当時、わが国としてこれでいくのがよからうということと考へた、つまり香港などを対象としないという考へ方で一応の作業をしたわけでございます。

その後、英本国及び香港、並びにその他の国々からも、香港みたような地域というのに対して特惠をもらいたいという声が非常に強くなりました。またOECDの中でも、通常は先進国のグループといわれておりますにもかかわらず、特惠に關しては、特惠をもらいたいという声が起こってきたわけでございます。したがって、最近ほかの先進国の中にも、あるいは香港にはやらなければならぬかもしれないという程度に態度が進んでまいっております。その点を平原経済局長はおっしゃったものと私どもは理解しております。

しかし、特にわが国の場合は、香港は一番近隣の諸国で、かつ雑貨、繊維その他の軽工業の分野では、進んだ、競争力の強いものを持っておりますから、これに特惠を供与することになりますと、他の自由国の場合と違ひまして、わが国のそういう産業の分野に影響が大きいということに言えるのではないかと思います。

○古田(兼)委員 もう一回、平原経済局長にお伺いいたしますが、英連邦特惠の中のイギリス本国と香港との、いままで、あるいはこの特惠を通じて変わらうとする方向、これを示し願ひたいと思います。

○平原政府委員 先生御案内のとおり、ただいまイギリス本国自身が欧州共同体への加入交渉をしております。したがって、今後の英連邦特惠がどうなるかという問題は、この英本国が欧州共同体に入るか入らないか、入るとするといつかということと非常に変わってくると思ひますが、ただいまのところ、英本国の欧州共同体加入ということが実現する可能性はかなり強いというところを見

ておりますと、やはり将来はこの英連邦特惠というのには消えていく運命にある、そのように考へております。

○古田(兼)委員 英連邦の特惠が消えるという局長のいまの御答弁ですが、それでは、もう一回御質問しますけれども、その場合に香港と英本国とはどういふ關係になるかということですか。

○平原政府委員 英連邦特惠の観点から見ますと、英連邦特惠がなくなりました場合は、香港とイギリスの關稅上の特惠關係というものはなくなる、このように考へております。

○古田(兼)委員 そうすると、わが国と香港とは、まだ未決定ですが、去年の作業と変わった方向として、特惠供与をしようとする方向に何か検討を加えられていくみたいですね。片や本国と香港との間には特惠がなくなるのですか。そういうように理解していいのですか、わが国とは特惠ができようとするときに。

○原田政府委員 英國がもしEECに加入いたしました場合には、長い目で見た場合に、いま平原局長がおっしゃいましたように、いわゆる英連邦特惠といつたようなものは解消する方向に進むであらうと思ひます。ただ、やはり過渡的な期間というものを考へているというふうな情報もございまして、その過渡的な期間には、英連邦が旧特惠地域に対して持つておりました英連邦特惠なるものをある程度存続する可能性もあるかと思ひます。いずれにしても、英國は現在、英連邦には英連邦特惠というのをやっております。今回、一般特惠といふものをやろうとしたしております。英國またはその特惠地域から見ますと、英連邦特惠のほうは一般特惠よりいいものであったほうがいいと考へていらしく見えます。もし、一般特惠を供与することによりまして、英連邦特惠と大体並んでしまふというふうなことになるれば、あるいはそのまゝいづれかもしません、あるいはもうちょっと英連邦特惠のほうをよくしてくれぬかというふうな可能性もあるかと思ひますが、一般特惠をやることによりまして英連邦特惠

のほうが悪くなるということには、まずならないわけでありまして、したがって、英國は特惠をやり、またはEECに加入することによつて、旧英連邦特惠が解消の方向に向かひましたも、かつて宗主國としてめんどうを見ておりました地域に對して、一般特惠でめんどうを見る程度より悪くなるというふうなことは全く考へられないのではないかと、大体一般的にいまの情報で見通されておる予測は、そのようなものではないかと考へる次第でございます。

○古田(兼)委員 現在、繊維業者あるいは輕工業、雜貨業者ですね。香港だけは特惠からはすてくれという陳情が通産省にも非常に多いと思うのです。それでも押して香港をやはり特惠供与国にしなければならぬというふうな國際的な環境かどうか。それは局長、どうですか。

○原田政府委員 まさに御指摘のとおり、わが国の纖維雜貨その他の輕工業部門では、香港に特惠をやるといふのはちよつと問題であるといふことで、私どものところへも陳情をたくさんいただいております。私どももとしまして、そういう国内の産業の実情を無視しまして、無理に香港に特惠をやらなければならぬといふふうには考へておられないわけでありまして、特に現在のスキームは香港を對象としないといふことで考へておりますから、したがって、もしかりに万一、將來香港に特惠をやらなければならぬといふような事態が起りまして、現在のスキームのままこれを適用するといふことはどうしていきなない、したがって、その場合には當然限定をしてやらなければならぬであらうという考へ方に立つてゐるわけでございます。

他方國際的な考へ方、あるいはまた、香港と日本といふ二國間の貿易經濟關係といふことだけを考へました場合でも、この特惠といふものの趣旨が、發展途上にある國または地域の經濟開發、貿易の發展に資するといふ目的を持つておりまして、ことに香港は日本と非常に近い關係を持つて地域であつて、かつ貿易の比率が輸出九に對して輸

入一というくらい、向こうにとつてはたいへん都合のいい片貿易にもなつております。そのようないろいろな關係で考へると、屬領とは申しませんが、固有の貿易關稅制度を持つてゐるというふうなことから考へますと、一がいにはこれは全然特惠の對象として考へすべき地域ではないと最初から割り切つてしまふのには困難のある地域というふうなことになるかと思ひます。したがって、私どもとしましては、その国内産業に對する影響と、國際的または日・香港間の貿易經濟關係というものの両方を考へまして、これから慎重に對処してまいりたいと考へておるわけでございます。

○古田(兼)委員 慎重に香港問題を對処なさるといふ御答弁ですが、だんだん、一昨年、昨年、本年と、われわれの受けるニュアンスが違つてきております。そこが私に理解できないのです。だから、香港なんか別に特惠供与国に入れぬでいいじゃないかという單純な議論は、私はそれなりに言へると思ひます。それが急に——通産省はそれくらい読みがなかつたことではないと思ひます。最近急に変わつてきたといふ、何かほかに大きな原因があるのですか。入れなくていいじゃないか。これは平原局長、どうでしょうかね。國際間のほかの國の關係、何か変わつてきた原因は何なのかということですか。

○平原政府委員 先ほど原田局長も申しましたとおり、この特惠といふのは、數年間にわたつてずっと關係國と話し合ひを続けたわけでございます。その間において、私たちの日本の特惠に對する考へ方も、御案内のとおり、最初は、特惠なんかどの國にも全然やらないといふことから出発したのが、一般特惠やろうといふことになりました。特惠の仕組み自身もずっと変わつてきたことは御案内のとおりでございます。したがって、われわれある時期にこう考へておつたといふことは常にあるんですが、それもいろいろ変わつてきておるということで、この供与國に對する考へ方も、やはりおのずと、わが國の力のつき方、ある

たとえば一例をあげますと、月商一千万の売り上げをしておる。そのうち特恵による被害が月二百万出てきたとします。ところが、その企業にとつては採算限界点が一千万でございますので、二百万の被害というものは非常に大きゅうございます。これは経営の基本的なたいへんな問題でございします。ところが全般的な売り上げ率から見ると二〇%です。そういう場合に、内容をよく検討をして、この臨時措置法で金融上なんかの救済ができるか。そのレートのいかんにかかわらず、これはできるものですか。非常にばく然とした質問

ですが、そういう形の場合も救済し得るかどうか。これは長官どうでしょうか。

○吉光政府委員 個別企業ごとに、特恵の影響なのか、あるいは金融引き締めの影響なのか、あるいは親会社の何かの影響なのかというふうなことを認定をいたしますと、確かにそういう非常に困難な問題が起こるかと思ひます。したがって、本法の立て方でございますけれども、個別企業ごとに特恵の影響を受けたかどうかというふうなことの認定はいたさないことにいたしました。むしろそういう業種を特定業種として一括指定します。特恵供与によりまして影響があると見通されるような、そういう業種につきましては、特定業種として一括指定をいたします。したがって、その事業が特定業種に属する事業を行なっておりますことであらば足りるというふうなことで、個別企業ごとの、特恵でそれだけの影響を受けたのか、あるいは経営者がどういふことでどういふ影響を受けたのかというふうなことは、一応問わないということにいたしております。

○吉田(泰)委員 その点はよく理解できましたが、それでは、その指定業種がその企業にとって全業務でなかった場合、指定業種がその業態の中の一部であった場合、それは当然範囲に入りますね。

○吉光政府委員 その事業が特定事業を営んでおります限り、その部分は当然に特定事業として指定されるということでございます。

○吉田(泰)委員 長官、これは御答弁ありませんが、こういうふうに理解していいのですか。自分の事業の割合の中の指定業種のウェイトが非常に小さくても、指定業種というものはその範囲に入るといふことですね。そういうふうに理解してよろしうございませう。

先ほど来、香港問題でいろいろな問題が出ておりますけれども、私は、特に中小企業者が特恵対策で非常に問題になる業種が多かろうと思ひます。特に香港を含めた場合、たいへんな被害

が出ると思ひます。この法案の趣旨は非常にけつこうでございますが、要は運用の良否にかかってくると思ひます。運用が全きを得ない場合はいわゆる竜頭蛇尾になってしまふのではないかと。それだけに、指定業種の認定、事業計画認定にあつては、非常に慎重に御配慮を特にお願ひを申し上げます。特にお願ひを申し上げます。中小企業者が特恵対策問題で、東南アジアなんかへの輸出というものが特に非常に多くなつておりますので、業者が寄るとさわる非常に心配をしております。これも当然であらうかと思ひます。当局において特に御配慮のある処置をお願いいたします。もう大体、質問のいろいろな内容については同僚委員から出尽くされた感じがありますので、特に御希望だけ申し上げまして、私の質問を終わります。

○八田委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 原田通商局長にお尋ねしますが、いまあなたは、香港に対する特恵供与に対して、まだきまつていない、また供与する場合もその他の低開発国と同様な扱いができないというお答えがあつたわけですね。香港に特恵を供与する場合の影響というものが非常に大きい、できるならば香港に対する特恵供与を回避したいということがお答えの中ににじみ出ているわけですね。私は、業界の香港に対する特恵供与に対する反対、ということより非常に反発があるわけですから、いま局長のお答えになりましたことから感じ取れるものはよくわかるわけですね。しかし、実際問題として、通産大臣が、当委員会におきましても、あるいはその他の委員会におきましても、香港に對する特恵供与というものは避けることができない、何か例外的なことを考えていかななくてはならないのだというふうなことを等から考えてみると、私はもう関係省において合意をされているのだからというふうに実は判断をされているわけですね。だから、いまあなたは、まだきまつていないと言ひますけれども、これは御前会議等々までやつて、相当議論をした上で政府の腹固めができていますわけですから、あなたも、香港に對する特恵は供与

しなければならぬということとは十分承知の上で、これをどうするかという、そのことに事務當局としていろいろと話し合ひをやっているのだからと私は思ふ。だから香港に對しては、いまお答えがありました、何とかしてこれを回避したいということ、あくまで抵抗していきうという考え方をもちたいのかどうか。そうではなくて、これはもうどうすることもできないから、何か内容的に低開発国と同様な扱いをしないということではないかというふうなことなのか。その真意はどちらですか。

○原田政府委員 たいへんむずかしい御質問でございますが、私も当初、香港は対象としないというところで作業をいたしまして、現在のスキームの案をつくつたわけでございます。また国内産業保護という見地から見ますと、香港は対象にならないほうがありがたいと思つておられる産業部門の方々がたくさんあるということも、よく承知をいたしております。しかし、また他方、先ほど御説明申し上げましたように、日・香港という貿易経済関係または国際関係というふうな立場から見ますと、長い目で見て日本の国益、経済上の発展というものを期待するために、香港を全く顧みないという立場がいいかどうかという点も疑問がありますので、現在は香港を入れるかどうかは各省間でも全く合意いたしておりません。やることにきまつておるのだが、いまはやらぬということではございませぬし、やらぬことにきまつていふという二つの立場を全く純経済的に率直に勘案しまして、これからの情報の進展、それから香港との話し合ひによつてどの程度限定することが可能か、それによつてはたして日本の国内産業に影響は起こらないかというふうなことが可能かどうかというふうなことを見た上でやるといふ、非常にフランクな考え方をとつておるわけでございます。

○中村(重)委員 いま大臣がお見えですが、実は香港に對する特恵供与の問題についていま通産當局の考え方を伺つておるわけですね。大臣が当委

員会におきましても、あるいは参議院、その他衆議院の大蔵委員会その他でお答えになつたようでございますが、香港に對する特恵供与は認めざるを得ない、だがしかし、一般の低開発国と同様な比率と申しますか、内容では無理であらう、何か例外的なことを考えていかなければならぬんだというふうなお答えであつたように新聞報道で伺つておるわけですね。また当委員会でも、たしかそういうふうなお答えであつたかと思ひますが、大臣のほんとうの真意はどういうことでしょうか。

○宮澤國務大臣 この点は、政府として最終的な態度をきめておりませんことは、すでに申し上げたとおりでございますが、まあ私考えますのに、香港とはかなりの大きな片貿易になつております。それから香港は宗主国を持つておるわけではございませんけれども、その地理的な位置、従来の取引関係等々から考えますと、わが国との縁がやはり相当深い地域であると考えます。また将来いろいろな意味で重要性を持つ地域ではないかとも考えますので、まずこれが発展途上の地域であるかどうかという点について議論はございませぬし、よくけれども、そう考えてもさして支障があるとは思ひません等々から考えますと、考慮してみるのは値のある問題ではないかというふうに基本的には考えております。

ただ、御承知のように、繊維業をはじめ雑貨等々、わが国の中小企業と相当競合するものを生産し、また輸出をいたしておりますから、かりにこの問題を積極的に取り上げるといふことになりました場合には、それらの国内的な事情も考えまして、一般のスキームとは別なスキームを考へる必要があるであらう。先方にもいろいろ希望もあつたことございませぬし、それから勘案しながら、われわれとしてどのようなスキームを考へるか検討をする必要があらう。それは積極的に考へるということになりました場合の心がまえを申し上げておるわけでございます。また全般的に、基本的にとりかかるといふことを、政府とし

ては決定をいたしておらないようなわけでござい
ます。

○中村(重)委員 もりすでに大蔵委員会で関税定
率法の改正案というものが通過をしておるわけ
ですね。だから別な方法としてはどういふことが考
えられるのだから。品目、受益国もこれは法律
事項になつておるわけですから、また、その他
ほとんど法律事項でございまして、別の方法を
考えるというその範囲は、どこまでの弾力的なこ
とが考えられる余地があるのでしょうか。

○宮澤国務大臣 御審議いたしております定率
法のほうは、われわれが与え得る最大限の譲許を
考へておるわけでございまして、その範囲の中
で、やや制限的な特恵の与え方をしようといふこ
とは、支障がないのではなからうかと考へておるわ
けでございまして。

○中村(重)委員 まあ、この問題は、中国の問題
とあわせて後刻總理にお尋ねをいたしたいと考へ
ておるつもりでございます。

中国の問題に対しては、これまで当委員会でも
議論をされたところでありますが、宮澤通産大臣も微妙
なお答えであつたわけですが、頭を下げてごなく
たつていいのだ、ただその態様をどうするのだと
いふようなこと、できるだけ弾力的なことでやつ
ていきたいといふことであつたと思つてござい
ます。けれども、どういったような方法が、それで
あるのだらうか。大蔵委員会でもいろいろと議論さ
れてまして、附帯決議もついているわけですが、ケ
ネディラウンドは最終段階に入つてきた。関税格
差というものがついているといふことは事実であ
る。特恵供与が中国になされなかつた場合、さら
にまた大きな関税格差を生ずるであらうことは、
これは十分わかるわけですが、しかし、それでは
その面からする反発というものがまた生じていく
であらうし、アジアの平和、いろいろな混乱とい
ふものが起ることは避けることはできないと思
ひます。したがって、何としても何らかの方法を
もつて中国に対する特恵供与、関税格差をなくす
といふような施策を講じられる必要

があるのではないかと私は思つてございまして、い
ろんな方途を通産大臣としてもお考へになつてい
らうと思つてございまして、いま通産大臣
が、こういふたような方法で関税格差をなくす
ようにしなければならぬといふような構想でもお
持ちでございまして、具体的な問題としてお答
えをいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 特にたゞいま具体的に申し上げ
ることを持つてはおりませんけれども、もりすで
によつてよく御承知のとおり、ケネディラウンド
のものは、ガットの精神に沿ひましたいわば一般
的な協定であつたわけでございまして、特恵は
ガットの原則とは実は逆に、ある特定の国々だけ
に安い関税率を適用するといふことでございま
す。そのものとケネディラウンドのものとを
いふことがケネディラウンドのようになつてい
ない、そういう性格のものでないと思ひます。
問題になつておるゆゑであると思ひます。
して申し上げますならば、今回御審議を願つ
ております法律の中で、発展途上にある国とい
ふことと別に、独自の関税、貿易等々の制度を持
つてゐる地域といふ条を別段設けましたところに
具体的ではございませぬけれども、私も将来に
向かつていろいろの可能性を考へておるという
ことをお読み取りいただけるのではないだらう
かと、これは申し上げても誤りでなからうと思
ひます。

○中村(重)委員 これもまた後刻お尋ねをするこ
とにいたします。
次に、私は特恵対策臨時措置法案に対するこ
ろの質疑等を通じて感じておることですが、大
蔵委員会に付託されました関税率法の改正
の私どもがいま審議をいたしております特恵対
策臨時措置法案、これは相関関係の中にあるわけ
だから、したがつて、第二の用語の定義にいたし
まして、この法律における用語の定義は、「特恵
供与」、こういふことで明記をしておるよう
に、この両者は不可分の関係にあるわけだから、
これを別々な法律で御提案になつておることは、

運用の面において非常にそごを来たすといふこと
になる可能性もなしと思ひ、私はこう思つて
ございまして、これをどうして別々の法律として
お出しになつたのか。これは、一方は関税率である、こ
れは影響を受ける中小企業に対する対策なんだか
ら、通産省の所管事項として、中小企業庁の所管
として御提案になつておることは当然なのだとい
ふようなお答えが、あるいは返つてくるのではな
からうかと思つてございまして、少なくとも私が
疑問視しておるそのことは、政府としてもお考
へになつたところではなからうか。一本の法律と
して提案しようといふ努力をなさつたのではな
からうか、私はそう思つてございまして、どう
せんか。

○吉光政府委員 確かに御指摘のような線に沿つ
て検討いたしておりました時期もございました。
特恵供与によります供与の措置と影響に対する対
策といふふうなものは、うらはらの関係になるも
のでございまして、したがつて、そういう
ふうな検討をいたしておつたわけでござい
ます。ただ、わが国が特恵を供与いたします場合のみ
ならず、他の先進諸国が特恵を供与いたします場合
における被害につきましても、やはりその影響に
対処するための対策が必要であるといふふうな
実は受けざるのほうも少し内容的に広くなつてま
いるといふ面がございまして、したがつて、
そういうふうな点を考慮いたしまして、実は法律
技術的に一本にするといふことがきつて困難で
あるといふふうな判断をいたしたわけでござい
ますけれども、ただ、この法におきましても、その
趣旨は当然に生かされるべきものであるといふこ
とで、すでに御案内のように第十一条におきまし
て「特恵供与に伴う措置の運用」といふ条文を置
いたわけでございまして、したがつて、こちら
のほうの特恵対策といふものと、関税暫定措置法
上いろいろと調整措置がとられるようになってお
りますけれども、それらの措置とは、常に有機的
にその関連を配慮しながら、有効適切にこちらの
措置も講じてまいるといふふうなことにいたした

わけでございます。したがつて、運用面にお
きます一体性といふものはあくまでも確保してま
いりたい、こういう気持ちで実はここに十一条の
規定を置かしていただいておりますところござい
ます。

○中村(重)委員 いまあなたは、そのようなお答
えをされたのですけれども、私も何が何つてい
るところでは、大臣と通産が非常に張り合つた、そ
の結果別々の法律といふことで、いまお答えがあ
りましたような十一條で、妥協案みたいな形で提
案することになつたといふことを伺つておるわけ
です。

しかしながら、そうした経緯は経緯として、い
づれにいたしましても、こうして法律案が出てま
いたつたわけでございまして、私どもの関心は、
いまお答えがありましたように、運用面において
の一体化といふものがはかられるかどうか。これ
は何とかしてはかつてもらわなければ困るという
ことです。答弁としては伺ひましたが、それでは
實際問題としてどうするかといふことです。十
一條にそのことが明記されておるからそれでよろ
しいのだといふわけにはまいりません。具体的
に、運用の遺憾なきを期すためにどうするのだと
いふことを、あわせてお答えをいただかなければ
ならないわけですが、その点いかがですか。

○吉光政府委員 国内対策面と、特に波打ちぎわ
対策面——関税面とでございまして、けれども、
が、常に有機的、一体的に運用されなければなら
ないといふ点につきまして、先ほどお答え申し上
げたところでございまして、現在、関係省庁局
長クラスによります連絡会議を持つておるわけ
でございまして、この特恵対策法の施行に伴
ひまして、現在の連絡体制をそのまゝでいいの
か。むしろ私どもは強化したいと思つており
ますけれども、もっと緊密な連絡がとれるよう、
そこらの機動的な面につきましてさらに検討を加
へまして、本法実施後のその運用の一体化につ
てまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 私どもに法律案を御提案になつて審議をさせる以上は、そしてまた、先ほど私が指摘をいたしましたように、提案する前にこれは一本のものと提案しなければならぬということと相当折衝を重ねられた。そして十一條の「特惠供与に伴う措置」の運用という形で受協されたわけでは、それならば、いまだ抽象的なお答えではなくて、運用の面においてはこうするのだということをはっきりお答えができるような準備というものがなければいかないと私は思う。また、特惠供与によつて、関係の中小企業者というものはどうなるのであらうかという非常に不安を持つてゐるわけですから、こうした中小企業者に対して、運用の面においてはこうやっていくのだということを十分納得させるようなことになければならぬのではないかと。ただいまのようなお答えでありましては、私はあえて申し上げるならば、自己満足の官僚的独断的な考え方によっておとすというところを指摘しなければなりません。たとへば特惠問題審議会というふうなものを設けることはどうなのだろうかとか、いろいろなことを検討されて、中身について十分納得のいくような御答弁というものがあつてしかるべきだと私は思うのです。そうはお感じになりませんか。

○宮澤国務大臣 従来からさうでございますけれども、関税率並びに関税の運用についての政策につきましては、これは当然のことながら政府各省非常に関連が多ございまして、比較的自由に相談をし協議をするような仕組みができ上がつておるうちにございます。各省の政策上の配慮なり意向なりが関税の運用に反映されておる、そういう仕組みが従来ともございまして思ひますので、そこで十一條に申します規定も、必要によりまして農水産物等に対する特惠関税制度の適用の停止等々を述べておるわけでございますけれども、私ども、できるならばこのような事態におちいらないようにいたしたいと考へますもの、どうして特惠対策臨時措置法で救えない事態だと考へますときには、これもまたやむを得ない、こういう趣旨が十一條に述べられておるわけでございます。関係者が円滑にこの両方を連関して適用してまいりたいと考へております。

なお、二つの法律が分かれた経緯でございますけれども、先ほど中小企業庁の長官がお答えをいたしました、関税のほうとしては関税定率法の一部改正の中で処理をしていきたい、これももつともなことでございますが、そこへ特惠関係のものを載せるということ、また法体系として多少いかにがなことであらうか。ことに特惠対策には、輸出国としてのわが国という立場も入つておりますので、よいけいそう考へられたわけでございます。

なお、それらのことのほかに、これは将来の問題でございますけれども、特惠対策臨時措置法のほうを考へ方、こういうことをやってまいりました、その施行状況も見てのことでございますけれども、わが国の中小企業に影響を与えるものは特惠だけとは必ずしも言い切れない、もろもろの自由化等々の努力というものが影響を与えることがございまして思ひます。そこで、そういう場合に国内の対策があれば、自由化の努力というものはそれだけやりやすいというふうなことがございまして、わけでございますので、いま広く外国、二、三の国でやっておりますような、いわゆる国内産業調整措置というふうなものまで御提案をし、そこまですべて考へるといふつもりはたまたまございせんけれども、将来、物あるいは資本の自由化がさらに安定してまいりました場合に、そういういわば万が一の場合の措置を持つておるということが緊要である、必要であると思はれる段階が来るかもしれない。来ないことを望みますけれども、来ることは考へ得るのであります、そうなりますと、ただいま御審議願つておりますような、中小企業特惠対策臨時措置法というものがさういふものにさらに発展をし得る。私ども、ただいまそれを必要だと考へておりませんから、ただいまの段階では御提案を申し上げておりませんけれども、そういう法体系に発展をすることがあり得ると、実は頭の中でそんなことも私は考へたものでございすから、別々にすることに積極的な意義があらう、こう考へた経緯がございす。

○中村(重)委員 大臣のお答えのとおりだと思ひます。特惠だけでは、これは残存物資の自由化、これも貿易の自由化の完全を期していかなければならぬし、資本の自由化、あるいは内には、賃金の上昇等々によつて、これはもう大きな影響というものが中小企業に押し寄せてまいります。したがつて、中小企業の生産性を高めていくためにはどうするかということが、重要な問題点として出てくるであらうことは十分考へられるわけですから、法体系の整備も当然出てくるであらうし、また積極的な構造改善政策というものを強力に進めていかなければならぬ、さらにはまた、集約化の方向にこれまた強力に推進しなければならぬ、私はさうに思ひます。そのためには、いささかもちやうちょよしてはいけなないのだというふうに考へますし、そういう段階ではないと大臣がおっしゃいました、もうすでにそういう段階に來てゐるのだ。その場につかつてから対策を考へるといふことはおそいというふうに私は思ひます。

そこで、具体的な問題としてお尋ねをしてみますが、特惠供与の影響を受けた中小企業、その方向はどうかということになつてまいりますと、構造改善、近代化、合理化を推進する方向と、それから他の業種に転換する方向——産業ということも当然生じてくるであらうし、いま一つは、特惠を逆利用して海外に進出する方向というものが出てくるのではないかと。以上の四つの形態が考へられるわけですが、この四つの形態の中で、いま重点的な方向として推進しようと思つておられるのはどれなのか、まずその点についてひとつ伺つてみたいと思ひます。

○百光政府委員 何と申しまして、その施策の柱になつておられますと申しましようか、横になつておられますのは、積極的に近代化、高度化等を進めてまいり、そういう政策であらうかと思ひわけでございます。積極的に近代化、合理化を進めましても、なおかつ限度がございす。そういう意味で、そういう限度のある事業につきましては、むしろこの際、成長性のある分野に転換をはかつていただくというふうなことが必要ではないであらうかと思ひわけでございます。この法律案は、そういう意味での転換を円滑にするための措置というところに中心が置かれて規定されてゐるわけでございます。もちろん、いまお話がございましたように、海外進出につきましても条件整備といふことも、やはり将来の問題として重要な問題でございます。そういう意味におきまして、これもやはり補完的な立場というふうなものをとつてまいり、これは当然であらうと思ひわけでございます。また、これもおそろひにできないことであらうと考へるわけでございます。

○中村(重)委員 私はこの法律案を見まして、いま長官のお答えの中にも出てまいりましたが、御法的な法律案であるというふうに見てゐるわけですが、私そのことも必要だろつと思ひます。しかし、長官がお答えになりましたように、それよりもより積極的な構造改善政策を推進していくというところでなければならぬのじゃないか。そこに重点が置かれなければならない。そのためには、いわゆる集約化の政策、グループ化ということが、これもまた推進されてくることは当然であらうかと思ひます。

しかしながら、この法律案がいわゆる御法的なものであるから消極的になつてゐる。いま長官は、成長産業のほうに転換をしろといひたい、こりおっしゃいました。なるほどそれは、そうした長官が期待をするような成長産業もなきにしもあらう、そのことが大きく期待できるのかどうか。そのことを考へてみますと、まず第一に、特惠問題だけではなくて、先ほど大臣がお答えになりましたように、いわゆる内外の中小企業を取り巻くところの大きな条件に對していくために、法的整備、あるいはいろいろな措置を講じていかなければ

ればならないわけでありますから、この際こそ最重点は、構造改善政策、近代化の推進、そこに置かれなければならない。そのための金融措置、あるいは税制その他の諸措置が講じられなければならないのではないかと、そのように考えます。

いま一つ、海外に対するところの進出のことも、将来の問題としてというふうなお話がございますが、私は、それはもう将来の問題ではない、いまして日本の中小企業の特恵を逆利用した海外進出というものが一つの動向として強く出てきているのではないかと思ひます。そのことに對していろいろの調査をしていらつしやるのでありましようから、お答えをいただきたいというこゝとであります。

ともかく、この特恵供与というものは、日本の企業だけが特恵を逆利用して進出するものではありません。先進国家の資本というものが低開発国にどんどん進出をしまひます。したがって、低開発国と日本の企業との間のいわゆる競争ではございませぬ。それももちろん、韓国あるいは台湾、香港を認めてくるということになってまいりますと、これは非常に競争力が強くなつておりますから、そうした競争が激しくなつていくでございませう。だが、先進国から進出をいたしました企業と日本の中小企業との競争、逆に日本から低開発国に特恵逆利用で進出をいたしました資本と国内の資本との競争というものが起つてくるのではないでございませう。私はそこに、将来の問題としてではなくて、相当重点を置いた政策というものが考えられなければならないのではないかと、そのように考えます。まず、大臣のそれらの点に對するお答えをいただきたいことと、それから、ただいま私が申し上げました逆利用の方向を指向する、そうした動向がどうあらわれておるか、その点に對してのお答えもいただきたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 問題の御認識は、私もよく承知しております。そのとおりに考えておるわけでございますが、まず前段のお尋ねでございますけれども、私も諸外国でやつております産業調整法といったような内容を検討いたしてまいりますと、一番その柱になつておりますのは、私どものことばでいえばいわゆる構造改善、近代化、高度化といったようなものを助けるということがやはり第一に出ております。いたしたしますと、そういう意味では私どものほうから、それらの問題への着目、制度化が早かつたと申せば自慢のようになりますが、逆に日本の中小企業の問題がそれだけ深刻であつたとも申し上げることができると思ひます。つまり、諸外国が持つておりますそのような最近の立法は、実はわれわれが構造改善という形ですてにやつておるところのものが第一になつておりますので、そういう意味では、新たに法制を設けずとも、従来の構造改善の努力にさらにくふうを加えてまいればよい、このように考えたわけでございます。したがって、中村委員の言われたまゝに、こゝういふ問題の対処は、第一に防壁ではなくて積極的な構造改善が先に立つべきじゃないかと申されておりますことは、そのとおりだと考えております。

それから第二の問題でございませうけれども、わが国の中小企業が、近隣発展途上国をベースとして、そちらからわが国を含めまして諸外国に輸出をしていくということは、やはり一つの必然の傾向でございませう。お互いの国にとりまして、大局的には決して悪いことではない。ただ、わが国の中小企業の中で、経過的にはいまだ同胞相はむといふことは強過ぎますけれども、向こうへ行つたものがこつちへ非常に強い立場で競争をしていく、こちらに残るを得なかつたものはそれを受けるという姿になりまして、この辺は非常に複雑な關係が生まれてつづつある。もう少し立ちますと、その辺につきりいたすと思ひます。が、そういう過程にたゞあるということではなからうか。したがって私も、海外に進出したという企業に對して、ジェトロでありましか、商工会あるいは商工會議所等を通じていろいろ情報を提供する、あるいは国の金融機関が金融をつけるということは、できるだけ積極的に実は

いたしておるわけでございますが、できるならば業界ぐるみ、といへば無理を申すようですが、ある程度、こちらに残されたものが手ひどい目にあわぬように皆さんで、いろいろなことをできただけおすめをしたい、こゝういふふうにいまま指導をしております状態でございます。

○古光政府委員 現在までの海外進出の状況でございます。いま手元に持つております四十九年九月末現在におきます為替の許可ベースでまいりますと、全体で千八百六十六件というものが許可されておりますけれども、その中で中小企業関係三百四十六件というふうになつております。特にこの三百四十六件のうちアジア關係が三百三十二件でございます。中小企業の場合には、圧倒的にアジア地域、特にその三百三十二件のうち台湾が百五十二件でございます。アジア地域、特に台湾に非常に多くの中小企業の企業進出を見ておるといふのが現状ではないかと思ひます。こゝういふふうにお話でございます。

なお、これらに對します助成の問題でございませうけれども、何と申しまして、やはり中小企業が、海外進出にあたりましては、もう申し上げるまでもないわけでございますけれども、現地の情勢を的確に知つてその上で出かけていくという態度が必要であらうかと思ひます。こゝういふふうな、現在ジェトロ等を通じて、こゝういふ発展途上国におきますいろいろな経済状況についての情報を収集いたしまして、同時にこれが国内の中小企業者に知らせられるといふふうなことが必要であるわけでございますが、現実のあつせん機関といひましては、日本商工會議所にこの補助金を出してございまして、日本商工會議所のほうに海外から、こゝういふ事業について進出を希望したいというふうな意味の申し出がいろいろございませう。こゝういふ申し出につきまして登録をいたしますと同時に、国内の中小企業者の方で海外に出かけたというふうな場合の相談事業をも、日本商工會議所等承つておるわけでございます。したがって、こゝういふ両者のあつせん關係といふものを、日本商工會議所においてはかつてもらつておると

いう意味での助成措置を講じております。それからなお、いまも大臣のお答えの中にございましたように、事業協同組合として組合組織で海外進出されるというふうな好ましい事例が多いわけでございますけれども、こゝういふものにつきましては、商工中金のほうで資金的な融資をやつておるといふふうなことでもございまして、それ以上問題になりますと、御承知のとおり、輸銀の問題でございませうとか、あるいは協力基金の支援の問題でございませうとかいふふうなことでの助成措置が講ぜられておりますこと、これは申し上げるまでもないところでございませう。

○中村(重)委員 私が尋ねたのは、長官が最後にお答えがございました、日本商工會議所にこゝういふあつせん業務をやつてもらつてゐる。日本商工會議所は各地区の商工會議所にこれまた委託をしてあつせん業務をやつてゐるんだらうと思ふのです。これは特恵を逆利用して海外に進出をするというところが中心になつておるようでございますから、そうした、先ほど私が指摘をいたしました、特恵を逆利用して海外に進出する方向、それに當てはまるわけですから、そうした逆利用をして海外に進出しようとする中小企業の動向は、いま日本商工會議所に委託をしてゐるということに申し込みを受けてゐるわけですから、それによつてあらわれてゐるのじゃないでございませうか。これは長官、無視してはいけません。どうかでコントローラしなれば、進出をした企業自身が、私は適当競争という事態を生み出すと思ひます。非常に好ましくないようなことになつていくのではないでございませうか。ただ単にあつせんをするだけでは必要であるわけでありませうから、それらの点を十分關心を持つて対処してもらふのでなければいけません。思ひます。ですから、その動向がどうあらわれてきてゐるのか、これに對してどう対処しようとしておるのかといふのが、私の聞きたい

第一類第九号 商工委員會會議録第十四号 昭和四十六年三月二十三日

ところなんです。

○古光政府委員 確かにお話のとおり、単にあつせんする、出たいものを出させるというだけの態度では、これはうまくいかないと思うわけでございます。したがって、現在も日本商工会議所——先ほどお答えの中にちょっと漏れがございましたけれども、現在日本商工会議所に海外企業技術協力幹旋本部というのがあるわけでございします。同時に、いま御指摘ございましたように、主要な商工会議所にさらにそのあつせん所を設置いたしまして、いろいろと情報交換その他をやっておるわけでございますが、ただ、むやみやたらに出てまいられる、ただ気概だけで出てまいられるということになりますれば、なかなかうまくいかないという場合が多いわけでございます。したがって、現地の情勢あるいは現地の国民性その他につきまして十分に知っていた上で、その中でやっていく、現地の自主性を尊重しながらやっていくという方の選定をやっているわけでございます。したがって、先方からも照会がございします。あるいはまた国内企業からも照会がございします。それらをうまく結びつけるような意味でのあつせんを中心としてやるわけでございます。

と同時に、この事務所はさらに海外に五カ所、パキスタン、香港、マレーシア、ブラジル、韓国、これに駐在員事務所を設置いたしておるのでございまして、これで現地の声も十分に聞き、それを国内にも十分に伝えるというふうなところまでを含めましてあつせん業務を行なっているところでございます。いま御指摘ございましたように、単純なあつせんというだけではあつてはならないという点につきましては、全くその趣旨に沿ってさらに事業を進めてまいらねばならないというふうに考えるわけでございます。

○中村(重)委員 特恵問題を中心にしまして、実績を確保するためにいまだ日本に対する輸出をやっているというふうなことが伝えられておるわけでございます。また逆利用して海外進出

するということも、私の調査が間違いでなければ、大阪とか東京、主要な五つの商工会議所のあつせん所で、四十三年百三十八件、四十四年百四十七件であったものが、四十五年になりまして、ことしの一月現在で三百七十七件にふえます。こうした動きが出ていくわけですね。だから、この点は十分関心を持って、どうこれに対応していくのかというのを検討し、的確な指導をしてもらうのではありませんか、こう私は思います。

それから、具体的な問題としてお尋ねをしております。業種転換というものに重点を置いておられるようにございしますが、成長産業と、こうおっしゃいましたが、成長産業というものに転換の可能性をどう見ておられるのか。これは成長産業だからここには相当いけるというふうな具体的な検討等がなされているのではないかと、思うのであります。それから、検討しておられましたら、転換業種あるいは転換事業者というものをどの程度見ておられるのか。それから成長産業としてどのような業種が考えられておられるのか。その点いかがですか。

○古光政府委員 私の先ほどのお答え、成長産業というふうに申し上げましたけれども、成長性のある部門というふうに變更させていただきます。転換事例調査その他等につきまして、中小企業庁自身で取り上げております転換調査と、それからさらにまた、中小企業振興事業団におきましていろいろの過去の現実の事例を追跡調査をいたしております。そういうところから集約的にいろいろの部門を求めつつあるわけでございしますけれども、過去の転換事例を要約して申し上げますと、何といひましても、自分でいままでもやっておりました分野に近いものについて技術的なレベルアップをはかりながら、他の部門に転換をしているという事例が一番多いわけでございします。繊維と縫製品関係、あるいは木材と木材製品関係、これらはいずれも相互に転換関係に立っている事例が多

ございします。あるいは、いずれかといえば衰退産業と申しましようか、そういう方向でありますために、ただ新しい業種のほうに出てまいるという場合だけもあるわけでございしますけれども、たとえば木材が衰退産業になりましたときに、このまぐら木は、やはり木材を利用いたしまして、家具でございしますけれども、座卓、机、書だなというふうな、そういうほうの業種に転換されている例がございします。あるいはまた固型の石けんから合成洗剤へ、あるいはまた金属からプラスチックへというふうな、これらは新しい材料が出て現したことに伴いまして、その分野に転換されるというふうな例等があるわけでございまして、従来の転換事例から見ますと、そういうふうな新製品、過去の技術を極力活用しながら新製品をつくつてまいるというふうな方向への転換事例が一番多いように思います。ともあれ、これは具体的にいま申し上げただけでございしますけれども、そういう意味での転換事例というものを豊富に集めて、そういう点について具体的に、中小、特に零細企業の方々には懇切な指導が必要であらうかと思つてございします。

○中村(重)委員 答弁していただく時間が長いのですけれども、時間の関係もありますから、私の質問に的確にお答えをいただきたいと思うのです。ある程度試算をしておられるのだらうと思うのです。だからそのことを端的にお答えをいただけばよろしいわけです。

業種転換に重点を置くということですが、業種転換に対しての一つの指導方針というものがあろうのではないかと、思います。その指導方針はどういうことですか。

○古光政府委員 この転換の内容につきまして、非常に広く解釈いたしておるということにつきましては、お答え申し上げます。ところでございしますけれども、特にこの場合の転換先につきましては、いわばネガティブリストと申しましようか、こういう方面は好ましくないというふうな方面につきましては、明確に規定をいたしたいと思つてございします。たとえば、現にカルテルを実施

いたしまして、合法的なカルテルでございしますけれども、そのカルテルによりまして、生産あるいは設備の制限等につきまして実施が行なわれておるような業種、あるいはまた、この三条の規定によりまして、特恵の影響を受けるおそれがあるというふうなことで特定業種として指定しておりますような業種、あるいはまた、特に国が積極的資金助成をしないでもいと思われましますような、風俗営業法の適用を受けております一部の営業というふうなものにつきましては、消極的に、そういうふうな方向への転換ということにつきましては、助成措置の中には入れないというふうな考え方でございます。したがって、事業転換計画そのものにつきましては、そういう意味で、それらを受けた他の業種への転換につきましては積極的助成を講じたい、こういう考え方でございします。なお、消極的な面を除きまして、さらにあとどういふふうな面にどういふことにつきましても、個別具体的な問題として各企業の相談に乗れる体制というものを整備いたし、それによって対処してまいりたい、こう考えておるところでございます。

○中村(重)委員 いまお答えになりましたことも、一つの方針であることは間違いないと思いますが、業種転換をやる場合の協業化というものに重点を置いて指導していくこととしておられるのかどうか。

それから、業種転換をするということになってまいりまして、同一の業種に転換が集中するということになってまいりますと、新たな過当競争を生み出してまいりますから、やはりその点はコントロールする必要があるであらう、そのように考えるわけなんです。

それから先は、これは長官も大臣のお答えも同一であつたように思うのですが、構造改善あるいは近代化促進というものは、従来の施策をもつてこれを行っていくのだということでございますが、今度、中小企業振興事業団に対して十億、それから中小企業金融公庫に対して十五億の

特別ワクを設けられたわけですが、業種転換をやらないで積極的に設備の近代化をはかるという場合、これは特別ワクをもつておやりになるうとお考えになっておられるのかどうかという点であります。これは条件をいたしましては、金利にいたしましても償還期限にいたしましては、大体変わらないうでありますから、この面からは特別の優遇措置ということに感じられませんか、従来のとおりということになるのだから、私はその支障はないと思うのです。しかしながら、ワクの問題というところになってまいりますと、これはまたおのずから変わつてまいりますから、これはどうお考えになっておられるのか。

それから、転換事業に對するところの貸し付け限度であるとか、あるいは平均貸し付け額というものを、どの程度に試算をして、十億あるいは十五億というふうな、総計合わせて二十五億になるわけでありまして、それをばき出されたのか、その点いかがですか。

○古光政府委員 まず最初に、協業化等が相当の強い柱となつて進めらるべきではないであらうか、こういう御指摘でございます。確かに、特惠によりまして影響を受けます業種の多くのものが、いわゆる産地産業を形成しておるというものが多くわけでございます。したがって、個別企業が個別企業として転換するよりか、協業化その他の手段をもちまして、一緒に共同して転換してまいらうというふうなことも必要になってまいる事例が相当あるだろうと思つてございます。と同時に、またそういう地域におきましては、つとめてそういう協業化施策を柱にして推進してまいらうという必要性が従来に増して多くなつてまいるといふふうに考えるわけでございます。したがって、こういう助成策にいたしましては、中小企業振興事業団の中の高度化資金、しかも一般ワクの中に今回組み入れたわけでございますけれども、そういう協業化施策として転換をはかれます場合の助成策をそこに置いたわけでございます。いま御指摘ありました十億円でございます。

けれども、これは一般ワクの中に、一応のめどとして総事業費十億円というものを組んでおるわけでございます。したがって、これは一般ワク全体と被此流用できるというふうなことで、総事業費につきましては、現実の需要がございすれば、十億円には拘泥しないで、全体の一般ワクの被此流用というふうなことで対処させていただきます。たいと考えるわけでございます。ただ、同じ一般ワクに入れますと、やはり特惠に關連いたしたときの転換でございますので、償還期間だけは、この点につきましては従前のものより長くいたしまして、十六年ということにいたしたわけでございます。

それからさらに、高度化資金全般についての御質問が第二にございまして、全体の立て方といたしましては、いま御指摘になりましたとおりでございます。従来やっております中小企業振興事業団、あるいはまた近代化資金等助成法に基づきます設備近代化資金あるいは設備貸与制度、そういうふうなものは全面的に近代化施策の推進という内容で内容を拡充してまいらなければならないというふうに考えておるわけでございます。現在御審議いただいております明年度の予算、財投等におきまして、その点についての拡充をいまお願い申し上げておるところでございます。既存の線をさらに太く拡充してまいりたいというのが現在の対処方針でございます。

それから、第三に御指摘の中小企業金融公庫のほうに設けました問題でございますけれども、中小企業金融公庫のほうにつきましては、五億圓を準備いたしております。これも実は特惠の影響がどういふふうに出ているかという点と現実のからみの問題でございますけれども、現状におきまして、十五億はあくまでも準備した金でございます。現実の需要に應じて、そこらのワクの問題につきましては実態に合うように弾力的に対処していただきたいと考えておるところでございます。

なお、中小公庫の特惠転換につきましては、特

に限度額につきましては、これは従来一般的に五千万圓でございますけれども、これに三千万圓を加えて貸し付け限度額八千万圓というふうなことで対処いたそうといたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 それから、この業種転換というのは、全国平均的に出てくるものではないのです。東京、大阪、名古屋といふものが中心になつていくであらうと私は思うのです。したがって、中小企業振興事業団の資金を貸し付ける場合、これは都道府県負担分というものがあつたわけですから、特定の地域に集中してまいりますと、その都道府県に對する財政措置というものが当然考えられなければならない。その点をどうお考えになつておられるのかという点が一点であります。それから都道府県に對して総合指導所をおつくりになるわけですね。その指導員として四十六名を考へておられるわけですが、この四十六名といふのは各都道府県一名を配置しようとお考えになつていらっしゃるのかどうか。その二点についてお答えをいただきます。

○古光政府委員 確かに御指摘のように、産地産業を形成しておりますものが多く關係上、この特惠の影響を受けます企業の地域分布というふうなものは、ある特定の地域に集中する可能性が多いと思つておられます。したがって、一般的に申し上げると、いまの都道府県の負担というもののにつきまして、現在の一般案件と同じよう

に一律二三割で処理するという点につきましては、ある特定の都道府県が負担過重におかれないか、こういう御指摘であらうかと思つてございします。そういう面、必ずしもなきにあらざといふふうに感ずるわけでございます。さしあたりの問題といたしましては、一般案件の中に入れましたのは、先ほどお答え申し上げましたように、一般案件として金額が相互に被此流用できるといふふうな、非常に大きなところの中で特惠対策を講ずることができるといふふうな意味で、大きなところを利用するという態度をとつ

たわけでございます。

と同時にまた、ただしこういう地域的な問題が非常に出てまいりますので、したがって、これは第二の御質問にも關連いたすわけでございますけれども、御質問の中にもございましたように、現在、指導員八百六十六名おりますものを九百十一名、四十五名の増員をはかつたわけでございますが、この配分にあたりましては、それぞれの特惠影響の地域等の実情に即した配分を考へたいといふふうなことに考へておるわけでございます。したがって、各県一律に一名ずつといふふうなことではなくて、むしろ強い影響を受けるところに重点的に配分してまいらう、こういうふうな考へ方で現在その作業を行なつておるところでございます。したがって、こういうふうな措置を講じながら、やはりそれぞれの地域産業の面に着目いたしまして、それぞれの都道府県とも緊密な連絡をとりながら指導体制を進めてまいりたいと考へるわけでございます。

○中村(重)委員 都道府県に對して認定業務を行なわしめることになつてくる。そうなるわけですから、都道府県の業務はそれだけ多くなつてくるわけですね。ところが都道府県の総合指導所の指導員は、二分の一の補助であるといふことです。業務がそれだけ都道府県にふえてきた、指導員は配置されなければならない、その人員費は二分の一の補助にすぎない、こうなつてまいりますと、都道府県の負担過重といふことになつてまいりますが、これらの業務を都道府県に行なわしめるということについて、都道府県とどのような接觸をおとりになりましたか。

○古光政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、都道府県の行政と非常に緊密な關連を持つ問題が非常に多いかと思つてございします。特に影響を受けます業種が、特定の地域に集中して存在しておるといふふうな業種が非常に多いわけでございます。そういう意味から、これは国の機關がみずから認定をやるよりも、むしろ地方の産業の実態を詳細に知つておられる都道府県のは

うにお願いしたほうが現実には即した行政ができて、こういふふうに判断したわけでございます。これは自治省を通じていろいろと御相談申し上げ、自治省のほうも、都道府県のほうでやるということにつきまして御賛同をいただいたわけでございます。と同時にまた、各都道府県の商工部長会議等を通じて、いろいろと御意見を伺いました。その結果、やはり都道府県知事をお願いするのが最も現実には即した行政である、こういふふうに判断したわけでございます。

それからなお、この認定業務は普通の行政事務でございます。指導員のほうの指導体制の問題としましては関係になるわけでございますけれども、こちらのほうの現実には作業をしていただく、そういうふうな問題につきましては、これは一般的な商工業に関連いたします事務として従事しておられる方々、これは地方交付税の中でいろいろと一般的に財政的な措置が講ぜられておる、そういう分野に属する方が主力でございます。もちろん指導員の方の指導としましては事務をやっていた必要があると思っております。

なお、先ほど御指摘いただきました指導員に対する補助二分の一というのにつきましては、これはやはり都道府県にしまして、その地域におきます産業に関する重大な問題でございますので、国及び都道府県の負担率は、従前どおり二分の一ずつというふうなことで十分をやっているだけではないであらうか、こう考えておるところでございます。

○中村(重)委員 あなたのははは自治省と話し合いをやって、商工部等の意見も聞いたということでございますが、そしてこういふ都道府県に重大な影響がある法律案を出したところから見て、それは自治省がおりますから、自治省を無視するわけにはまいりません。しかし実際業務としては、各都道府県の商工部と中小企業庁は直接絶えず接点を持っておられるわけですから、やはりこの種の法律案を出しになる、そして各都道府県

に対して認定業務その他いろいろな行政事務がふえてくるわけでございますから、実際問題としてどうなるのか、どうするか、都道府県はどのようなことを希望するのかといったようなことについて、直接都道府県と接点をとることが必要になってくるのじゃないかと。そういうことをおやりにならないで、ただ自治省とだけ話し合ひをされて、予算措置は普通交付税等において出していただくというふうな形をとりがちなんですね。もっと都道府県と接点を密にしていかなければならぬ、できたものだけを押してつけていくというやり方ではなくて、事前に十分隔意なく意見を交換する、そして現実の現場の意見を吸い上げていくという形で法律をつくっていく、あるいはいろいろな施策を講じられるということになってまいります。現実的なものができ上がってくるだろうと私は思う。それらの努力がどうも不足しているように感じられてならないのです。どの程度までおやりになりましたか。

○吉光政府委員 御指摘のとおりでございます。したがって、実は先ほどお答えの中で、少し私のことばが足りないで御迷惑をおかけしたかと思ひますけれども、各都道府県の商工部長会議というもので、この内容についての御意見を最初にお伺いいたしましたのが昨年の十月でございます。そして法案としてまとまりました本年の二月に、さらにまた各都道府県の商工部長会議を開催いたしました。内容についていろいろと意見の交換をいたしましたところでございます。

なおこれは、御指摘いただきましたように、各都道府県行政と密接な関連になるわけでございますので、したがって、将来、この特定事業につきましても、政令指定その他につきましても、やはり都道府県とも密接な連絡をとりながら進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○中村(重)委員 それから私は、この間参考人に

も御意見を伺ったところですが、業種転換をやる場合も、あるいはまた積極的に構造改善政策を進めていく場合におきましても、設備は近代化していく、老朽設備は廃棄していくということに実はなっているわけですね。その場合、積極的にそうした業種転換の場合これは直接起こってくるわけですが、不要設備をどうするかということですが、それから、あと地の処分といったようなもの等々、中小企業者は非常に困ってくるだろう。国地なんの場合にも、現実問題としてそれは起こってくるのです。国地がうまくいかないのは、国の施策に配慮してとんどん国地に進出するところがある、あつちの処分の問題であるとか、あるいは不要の設備あるいは旧債といったようなものが荷が重くなって、どうにもならないで失敗をするという事例が非常に多いわけですね。したがって、これらの措置を講じられる場合は、旧債の整理をどうするか、それから不要になった設備に対してどのような措置を講ずるかといったようなことが、もう少し考えられなければならないのではないかと。長官は先日、旧債整理資金、退職金についての保証の措置を検討するといってお答えでございましたが、保証の措置というのはいささかどういふことなのか、これらの点についてひとつ具体的な考え方を示していただきたいと思います。

○吉光政府委員 こういふふうな事業転換を行ないます場合にいろいろの問題が起こってまいります。たとえば旧債の問題でございますか、あるいは退職者に対する退職金の手当の問題でございますか、あるいは設備、土地その他に対する問題、いろいろな問題があるかと思ひます。そこで、この法律の考え方でございますけれども、一応、転換対策を円滑にするというふうな意味から、実は事業の転換の行き先側につきましても、従来、ともすれば製造業の転換は製造業でというふうな考えられましたが、さらに広く、製造業から商業へ、あるいはサービス業へという、そういう転換までこの事業の転換の中に加えます

て、転換の業種といたしましては非常に広く助成措置を講じたい、こういふ考えで出発したわけでございます。したがって、いま御指摘ございましたような設備、土地等の問題につきましては、これを買い上げるというふうなところまではいつていないわけでございますけれども、ただ、これは一般的な状況について規定したところではなくて、したがって、個別的事業によりまして、その事情によりまして、特別の立法あるいはまた特別の予算措置をもちまして、たとえば繊維の構造改善のような、あるいはまた、北海道の製材事業の構造改善と関連して上積み補助金が出ておるわけでございます。個別業種に即した施策というものが、状況によつては必要であらうかと思ひますけれども、それらはさらに個別業種に即して検討させていただきます。したがって、この中では、特別にいわれる廃業の対策については、労務対策を除きましては触れていないところでございますけれども、以上のような考え方に基づいては立てておるということをお断り願ひたいのでございます。

それから、いまの旧債整理につきまして保証の問題でございますけれども、これはこの信用保険法の特例をここで規定させていただくことになつておるわけでございますけれども、いわゆる特恵関連保証の内容といたしまして、この保証される資金需要といたしましては、直接必要な設備その他の資金のほか、運転資金の中に、たとえば旧債の整理、あるいはまた労務者の退職金に必要な経費も、この保証の対象として考えたいと思つておるところでございます。この特恵関連保証の対象の中にはそれらのものも含めて考えたい、こういふことで先般お答えを申し上げたところでございます。

〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕

また土地等の問題でございますけれども、御承知のとおり、現在でございますところのいわゆる都市開発資金の貸付けに関する法律に基づきまし

て、いろいろと土地等についての買入れその他をやっている大都市があるわけでございますけれども、この制度に乗れるものにつきましては、これは積極的に、その土地の売却についてのあつせんといふことについて当然に考えていかなければならないと考えておるところでございます。ただ一般的に考えます場合には、やはり現にある土地の内容をかえて他の事業をおやりになるという場合が、一番多いのではないかと考えるわけでございますけれども、しかし事情によりましては、土地をかえて、場所をかえてそこで事業をやるという方も出てこれようかと思ふわけでございます。まして、実際に応じまして、よく御相談に應じ得る体制を整備してまいりたいと考へます。

○中村(重)委員 先ほど、協業化といふものは相当強力に推進したいとお答へがあつたわけですが、そうなるまいと考へます。同地といふものは当然考へられなければなりません。同地に行くといふことになってまいりますと、これは同地になくても起つてくるわけですが、先ほど私が触れましたように、あと地であるとか、あるいはその建物であるとか、あるいはその設備であるとか、こういうものは不要になつてくる。これを処分しなければならぬ。ところが、あとの設備に対して金を借りるということになつてくると、売り急ぎをしなければならぬ、買いたたきをされる、そういうことになつてくる。それからいふまでもない、退職金であるとか旧債整理に対して信用保証の措置を講じていくんだ、そういうことも考へてあるんだといふことでもございました。運転資金はそういう面も配慮しておるんだといふことでもございましたが、ところが窓口になつてくると、独立採算ですから、前向きなものには金を出しても、後向きのものにはなかなか出さないのです。そういったような場合、組織の問題等々引き合ひに出されて、新しい別の法体系を考へていくとか、あるいは上積みについての措置を講じていきたいといふことでもございましたが、当然こういふものは、関連して現実の問題として出てくるわけでございます。

でございますから、これらの法律の整備をされる場合は、当然関連事項として、きめこまかにそれらの措置を講じなければならぬと私は思ふ。

それから、集約化の方向を推進して行くといふことになつてまいりますと、これは中小企業金融公庫と中小企業振興事業団だけではなくて、当然、組合金融とか商工中金といふものに別ワクをおとりになる必要があつたのではないかと考へます。それらのこと等を考へてみると、私も質問する、指摘をする、だからそれに対応するようなお答へをされるわけでも、実際は、そこまで深く突っ込んで考へていらつしやらないのではないかと、私には感じを受けます。もつときめこまかに、現実に起つてくるであろうことは十分検討されて、それに対応する措置を講じられるといふことでは足りないと思ふのです。行き過ぎてから事を考へてはもう間に合いません。出発する前に十分検討し対策を講じていくといふことではなければならぬ。いんじやないでしょうか。いかがですか、私の指摘に対して。

○古光政府委員 御指摘のとおりだと思ふわけでございます。したがういふしまして、いろいろと各角度からの問題点を掘り下げて検討したわけでございますが、一般的に言える一つのラインで実は今度の臨時措置法案をお願いしたわけでございます。したがういふしまして、業種によりましては、いろいろとさらにこれでは解決できない問題もあらうかと思ふわけでございます。したがういふしまして、そういう事態に即しました別の機動的な措置、たとえば、状況によりましては別の予算的措置といふふうなものも必要になつてまいるといふものもあらうかと思ふわけでございます。したがういふしまして、これは特恵の影響が現在まだ模索の段階でございますけれども、さらに事態の進展に應じまして、いろいろの事態が出てまいらうかと思ふわけでもございまして、そういう具体的な事情に應じまして、個別的にさらに検討を加へさせていただきますかと思ふわけでございます。

確かに、集団で転業いたしますような場合、事業団のほうで準備いたしておりますのは、新しい土地の取得費につきましては準備いたしておりますことは御承知のとおりでございますけれども、現在おります土地をどこにどう処分してまいるかといふふうなことにつきましては、先ほどお答へ申し上げました一般法以外にはないわけでございます。したがういふしまして、今度はそういう個別具体的な問題になりますと、私も都道府県その他ともよく御相談申し上げますけれども、やはり個別具体的に解決していく場合といふものも相当出てまいらうかと思ふわけでございます。そういう意味で、やはり特恵の影響を受けてこられるといふふうな方に対する措置でございますだけに、きめこまかな配慮が、御指摘のように必要になつてまいらうと思ふわけでございます。

○中村(重)委員 私は先ほど、防衛的な法案であるといふことで、もつと積極面が出てなければならぬといふことを申し上げたのは、要するに受けて立つという態度です。そうした積極面がどうもあらわれないわけですね。だから、特恵問題については模索中であるとおっしゃる。しかし、七月から実施をする、ところが七月を待たないで、七百七十六品目ですかにシーリング方式をおとりになりますから、実績かせぎにどんどん入つてきているのでしよう。もうすでに始まつているのです。それならば、私が申し上げましたように、構造改善政策をどんどん推し進めていくといふことになつてまいりますと、生産性を高めたい、いわゆる近代化の方向を推進しなければならぬ。したがういふしまして、それに対応するような措置といふものは、私が指摘しましたようなことが当然考へられなければならないのじやないでしょうか。税制の問題にいたしまして、未処理の設備に対して償却を認めていくといふような、あるいは消極的なことだけではなくて、当然私は、個人事業税であるとか、あるいは法人税であるとか所得税、そういうふうな問題について、積極的に大蔵省と折衝をして、たな上げであ

るとか、あるいは繰り延べであるとか、いろいろな措置を講じられる必要があるだろうと私は思ふのです。そこがどうも不足を感ずるような感じがしてなりません。

これは相手もあることでありますから、私どもがこうして、こうあるべきだといふようなことを申し上げるのとおりには、行政当局としてはなかなかいかならないであらうことはわかります。わかりませんが、やはり私もがこうした法律案を審議する場合、何かあなたのほうのそうした意欲といふものが、ぐつとはね返つてくるということではなければ、何か非常に不安と申しますか、たよりなさとお申しますか、そういうものを感じてならないのです。当然これから大きな風は、大臣お答へになりましたように、特恵だけではなくて、内外に大きく問題として中小企業におおいかぶさつてまいります。吹きつけてまいりますから、これに對する中小企業庁の責任といふのはきわめて重大であります。それらの点に対しては十分対処していただくといふことを、私は強く要請をしておきたいと思ひます。

なお、この特恵に関連をいたしました、あるいは自由化との関連等々から、いろいろな諸団体に對するところの影響といふものが強く出てくるのではないかと感じています。たとえば、たな上げでにそれは起つてくるのではないかと。たとえば、雑貨センターの問題あるいはプラント協会の問題等々に対して、事業の縮小の方向にある。そうして雑貨センター等は、従業員に対する希望退職を三十名の目標でもつて進めておるといふようなことを聞いているわけですが、これらに対する対策といふものはどのように考へになつていらつしやるのか。組織雑貨局長あるいは重工局長、お見えでしょうから、それぞれひとつお答へをいただきたいと思ひます。

○楠岡政府委員 雑貨センターにつきましてはお答え申し上げます。

雑貨センターは、私ども、雑貨の輸出、振興の中心団体といふことで考へております。そのほかに

なるのかということですよ。おっしゃるように、韓国であるとか、あるいは台湾、香港、これが特恵供与になればなおさらのことですが、ほとんどと物が入ってくる。そうすると、今度は日本の資本が進出して、そこでまた現地の労働者を使って物を生産することになってくると、さらに輸出は停滞していくだろうということが考えられる。その点については、先ほど私が申し上げましたように、より品質のいいものをもって競争力をつけていかなければならぬ、こういうことです。その面では、あなたも輸出検査法の意義は認めになったのだし、あるいはセクターの役割についてもお認めになった。これにどう対応するかということであつたわけですね。将来の問題というだけではどうにもならないですね。だから、現にそこで働いておられる労働者の問題も実は出てくるわけです。赤字だからどうにもならぬというので、希望退職というものを三十名募つておるのだ。これは、どうしてもそこにはいたくない、もうやめたいということをやめる人は別として、希望退職という名の強制解雇というよりな形、いやがらせであるとか、あるいは管理者のほうでは、そこにいたまれないような、いろいろな措置、態度に出てこないという保証はないわけですね。ところが、今日そこで働いておられる労働者というものは不安の状態にある。これは縮小されるのだからやむを得ないということ、これを放置してよろしいのかどうかということです。

本来的にはこれは国がやるべきものである。国が直接やれないから、特殊法人というものをつくつて、特殊法人にやらせるということをあなたの方では講じられてくる。ところが、特殊法人をつくるというところについては、行管にしまして、大蔵にしましては抵抗する。抵抗するから、財団法人とかあるいは社団法人といったような民法法人でもつてこれをやらせる。しかし、それをやることについては、法律でもつてやらせているということなんです。そういうことだから、そこで働いておられる人々も、その仕事の意義と、将来のみずからの生活の安定ということを考えて入ってきた。しかしながら、これは、いま言う軽工業品というものが伸び悩みの状態にあるのだからいたしかたがないのだ、もうお役ごめんだということでは、どうにもならないということになるのじゃないでしょうか。私は、輸出検査法というものの意義を認め、雑貨セクターというものの存在が必要であるとお認めになるならば、さらにまた競争力を高めていかなければならぬとお考えになるならば、そのことに對するところの対策を強力に推進する必要があるということ、そこに働いておられる労働者がさらに安心をして業務の推進に当たっていくというかまえて、国が責任を持つてひとつ講じていかなければならぬのじゃないか、そのように考えるのです。それに対するところの考え方、対策についてはどのようにお考えになりますか。

○楠岡政府委員 中村先生御指摘のように、雑貨セクターであれ何であれ、そこで働いておられる労働者の方々が安心して仕事ができるような体制にもっていくということは、これは何よりも必要と私も考えております。

ただいまの検査の問題でございますが、検査につきましましては、確かに、品質の維持、あるいは日本本の輸出品の声価の維持、向上という役目があるわけでございますが、今後、検査の部門におきまして、非常に具体的な話で恐縮でございますが、検査品目を大幅に拡充できるかどうかということになります。現在の十七検査品目におきましても、関係生産業界あるいは関係輸出業界からは、できるだけ早くやめてくれという要望がかなり多うございまして、したがって、新規の輸出検査品目を広げることにつきましては相当問題があるろうかと思ひます。むしろ検査自体の問題としては、もう検査の使命を果たした品目があるのではないかと、先ほど申しましたように、雑貨セクターが雑貨の輸出振興にいろいろな意味で貢献していることは事実でございます。先ほど先生の申し上げました製品の高級化という点に、つきましても、たとえば生産技術指導とか、あるいは専用機械の試作とか、そういうような方向を通じて、業界に對しまして、その製品の品質が向上するようないろいろな方策をとっているわけでございます。またデザイン関係の仕事も、そういうことに関連することももちろんございまして、したがって、私どもとしては、やはりこういつたような面で雑貨の品質向上をはかつて、そういう形におきまして近隣諸国あるいはその他の国との輸出競争にうちかつよう指導していきたい、かように考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 どうしようとするのか、どうもさっぱりわからない。私は通産省自体でも局間のセクトというものが強過ぎるように思ふのだ。したがって各省間のセクトというものは非常に強いでしょう。工業用水関係、あるいは工場立地、あるいはパイプライン、ぶさばさでしょう。今日、公害問題その他非常に重要な問題について必要な法律をつくらなければならぬが、各省のセクトによってそれができない。国民不在の政治がまかり通つておる。同様に、通産省なら通産省の各局の間の連携も、私はきわめて緊密でないと思ふ。貿振なら貿振、雑貨なら雑貨、重工なら重工、あるいは通商、いろいろな局がある。その局に、いろいろな法律をつくらせてそれに基づくところの団体をおつくりになるのです。そのたびごとに新しい職員を採用されるのです。雑貨セクターの場合、検査目的が終つた。それは、必要がないのにその検査を無理に続けられるということはできないだろう。しかし、新しい分野というものを考えていかなければならぬと同時に、同じ通産省の中のもの、他の局、たとえば重工のプラント協会ならプラント協会、そこで新たなものをおつくりになるならば、その新たなところに雑貨セクターの職員を配置がえしていくとか、いろいろなことで通産省全体が緊密な連携をとつてくるということになつてくるならば、それだけ各省間の連携が密になるし、さらにまた働くところの労働者も十分安心をしてやつていくことができると思ふ。そこらあたり、あなた方はどうもセクトが強過ぎて、雑貨セクターなら雑貨セクターのことだけでこれを処理してしまおうとするところに問題がある。あとで山形重工局長次にも、プラント協会の問題についてお答えをいただきたいのだけれども、ともかくも少し緊密に連携をとつて、そして通産省全体、あるいは中小企業庁、特許庁、出先も含めて、もっと強力に業務の推進をはかつていくということにしたらどうなんですか。どうもあなたの方のほうは、そこがセクトというのか何というのか、私は非常にむだがあると思ふ。必要以上にいろいろな不安というものを起こさせるというふうな感じがしてならない。

だから、雑貨セクターの問題についても、いまの楠岡局長のお答えはどう考えてよろしいのか、実は私にはさっぱりわからないのですが、私がいま指摘しているように、この検査法に基づくところの雑貨セクターというものの必要性をお認めになるならば、要するに、検査の必要ないものも出てきたけれども、より品質を高めるために必要なものも出てきたのであろう。そのための業務の拡充、あるいは新たにまた検査をしなければならぬものも出てくるであらう。そういうことも考へていく。それから、申し上げたように、各局内におけるところのいろいろな問題を総合的に推し進めて、労働者に不安がないように、そうした配置がえ等もやつて、安心をして業務の推進をはかつていくということではなければならぬと思ふ。また、いま現実に起こつておられるところの問題をどうするか。これはプラント協会を含めて、時間の関係もありますから、それぞれお答えをいただきたいと思ふ。

○楠岡政府委員 雑貨セクターについてお答え申し上げますが、ただいま先生の御指摘がございまして、そのような雑貨セクターの問題は、雑貨セクター

だけで処理しようとしているのではないかと
こととございました。私ども、もし万一難貨セン
ターが人員を外に出さなければならぬというよ
うな事態が起りました場合、私どもの中ではご
ざいます。関係団体等へのいわば配置転換の
あつせんというようなことにつきましては、セン
ター側から御要請がありますれば、及ばずなら
努力はいたしたい、かように考えております。

○山形説明員 プラント協会のことに関して
お答え申し上げます。

御存じのとおり、プラ協は昭和三十五年に発足
いたしました。海外におきますプラント案件の発
掘とか海外情報の収集、また国内におきます関
税の利害の調整といふ、いわゆる調整業
務、それからコンサルティング業務、大体そ
う業務を行なつてきておたわけでございま
すけれども、国際化の進展に伴ひまして、日本の商社
なりメーカーの海外情報網なり力がわりとつ
きておりますので、むしろ、従来行なつてお
りましたプラ協のプラント案件の発掘業務といふもの
は歴史的な使命が達せられたという判断のもと
に、現在十二カ所海外に出るわけにございま
すけれども、これを前向きにジェットロの機構の中
に吸収したとすること、四十六年度以降そ
ういう措置をいたしたい。本件につきま
しては、この二年くらいの間にジェットロ側とも相当調整し
ておりまして、今般、ジェットロ・サイドにおきま
して七名の実質的な増員もはかられておるわけ
でございます。したがって、十二カ所のうちの
残り五名といふものが、実際上は廃止に伴つ
て余剰人員になるわけにございますけれども、現
時点におきまして、これに伴う人員整理等は行
わないといふふうに了承いたしております。

なお、プラント輸出自体につきましては、今後
の輸出のむしろ中核的な存在でございますので、
プラ協を中心としたしまして、プラ協、機械輸出
組合、それから機械関係の諸団体が、もっと広い
意味でのコンサルティング業務の強化を中心にい
たしますプラント輸出の総合的な促進につつま

て、四月以降、新しい会合を発足させまして、今
後のプラント輸出の総合的な振興につつまし
て検討する段取りに現在なつております。

○後藤政府委員 各局間の連携不十分というよ
うなことが万一ございますならば、これはゆゆしい
問題でございます。私ども日常非常に注意いたし
ておりますが、特に、たとえば通商、貿易、企業
というふうな横割りの局は、縦割りの重工業局、
繊維雑貨局その他の局ときわめて緊密に連絡を
とつてきたつもりでございまして、今後ともさら
にこの連携は十分緊密にいたしたい、かよ
うに考えております。

それで、難貨センターの問題でござい
ますが、先ほど来お答えいたしておりますように、難貨セ
ンターの中の赤字要因というものは、主として私
が担当いたしております輸出検査の関係からの赤
字が非常に多いということにございまして、

〔橋口委員長代理退席、進藤委員長代理着
席〕

そこで、先ほど申し上げましたように、輸出検査
法が現在までに果たしてきた役割というものは、
十分これを評価いたしまして、難貨センター
がその間においてやってまいりました仕事とい
うもの、やはりこれは十分に評価されるべきであ
ると存じます。しかしながら現在、軽工業品関
係、特に難貨関係は、全般の輸出の中でだんだん
その比重が低下してきたことは事実でござ
いますので、先ほど申し上げましたように、品質
の高度化、価格の上昇を通じて手数料収入をな
るべくあげるように努力はいたしたい、かように考
えます。しかし、これにも限度がありますので、
その限界を越えてカバーし切れないものにつま
しては、他の検査機関についても同様でござい
ますが、従業員に不安を与えないように、この関
係業界への吸収とか、あるいは欠員の不補充と
か、先生御指摘のように、通産省の所管してお
ります各団体、これも技術的にできる面とできない
面とがございまして、そういうところの彼此
融通という点を十分にあわせ考慮いたしたいと存

じます。何ぶんにも現実の問題といたしまし
て、センターは軽工業品、難貨関係というものを
取り扱っており、そのために手数料収入が減つて
きておるといふのは事実でございしますので、こ
ういった事態に対処いたしたために、さらにこの
上とも関係各原局と十分に連絡をいたしつつこの
問題を処理いたしてまいりたい、かように考
えております。

○中村重委員 いまの答弁でよほど考へ方が明
らかになつてまいりました。各省間で緊密な連
絡をとつておりまして、いま言うように、その
法律に基づいて業界にいろいろな団体、機関をつ
くらしているわけでしょう。そこをうまくコン
ロールするということにならなければ、ほんとう
の意味の緊密な連携ということにならぬと私は思
うのです。そこでまあやりにならなければいかぬ
ということですよ。

山形次長にお尋ねいたします。海外にあるとこ
ろの施設をジェットロが吸収したということはおわ
かりますが、プラント協会そのものの存在はお認め
になつていらつしやるんだらうと私は思います。
本部は赤字でたいへん困つておる。海外の施設を
ジェットロが吸収したけれども、実際は、その赤字
の解消ということとは簡単にできないんじゃない
か。だから、それはもうどうにもならないとい
うこと、また希望退職であるとか、いろいろな形
において職員に不安を持たせ、職員をやめさせる
とか、あるいは職員をやめていくとか、そういう
ことになつてくると、プラント輸出の重要性とい
うものはこれからさらに増大をしていくわけであ
りますから、本来のプラント輸出の面、プラント
協会をつくらせたその意義というものが失われて
くるであらうと私は思います。そこらについて、
いま後藤局長もお答えになりましたが、通産省全
体として連携を密にしながら、これらの設立をし
た目的に沿つてさらに前進を期していくと同時に
に、働いているところの職員に対してもいささか
の不安も持たさない、そういうことで対処してい
かれる御意思があるのかどうか、そこをひとつ

はつきりお答えをいただきたいと思う。

○山形説明員 先ほど申し上げましたように、
輸出の重要性は、今後とも日本にとつて最大の問
題であり、かつ付加価値の非常に高いプラント輸
出の促進というものが、むしろ今後の輸出の本命
であるべきだと思います。プラント協会が設立さ
れましたのも、もっぱらそのプラント輸出の振興
ということに眼目がございまして、たまたま、
先ほど申し上げましたように、海外要員につ
きましては、時代の進展に應じて、これを前向
きにジェットロのほうに発展的に吸収することにな
りましたけれども、本部のプラント協会の機構と
いうものは、今後のプラント輸出の全の中核で
あるとわれわれ考へております。先ほど申し上げ
ましたように、これを中核にいたしまして、よ
り広い経済協力等も踏まえたプラント輸出全体の
持つていき方につつまして、今後とも検討進ん
でいきたい、こう考えております。

○進藤委員長代理 米原君。
○米原委員 時間もありませんから、私はいま
で各委員から質問された点はできるだけ重複しな
いようにして、幾つかの点について質問したいと
思います。

今回の特恵関税の供与は、主として軽工業品が
その対象となつてゐるために、国連貿易会議第四
回特恵特別委員会でもアフリカ諸国が不満を表明し
たことにあらわれてゐるよう、アジアの一部の
国にしか実質的には優遇措置が講じられないよう
になつております。これは中小企業庁の資料でも
明らかであります。その点で、今回の特恵供与は
日本の大企業が海外進出を進めるために有利だ
という点で、どうもしんになつておるようでありま
す。具体的にその結果として、日本の中小企業、
零細企業が、場合によつては壊滅的な打撃を受け
るのじゃないかというふうな業種も出てくると私
は思ふのです。そういう点で少し具体的な話を聞
きたいと思ふのです。

一つはケミカルシューズです。昨年のアメリカ
の議会で一九七〇年度通商法案が問題になつたと

きに、ケミカルシューズの場合は、ほとんどがアメリカに輸出している業種ですから、非常に心配しております。そのために、私、神戸の長田区に出かけて行って実情を聞いたのです。また、東京のそれを取り扱っている問屋さんにも会って事情を聞きました。つまり、通商法案は幸いに一応だめになって、また出るという話も出ておりますが、しかし、この特惠供与という問題になってくると、それ以上の打撃が加わってくるのじゃないかと思うのです。

率直に言いますと、業者の人たちがこう言っているわけです。政府は、低開発国の追い上げで中小企業が苦しむのは、どうにもならないように私たちに説明される。しかし実際はそうでないのじゃないか。たとえば三菱商事などの大手商社が、値段が安ければ世界じゅうどこからでも買うということ、台湾や韓国、香港などのチープレーパーに依存したケミカルシューズを買い込んでアメリカに売りつけている。これはある程度やむを得ない点もありますが、問題はケミカルシューズの独特のサンプルです。地場産業といわれるものは、ほかではとうてい競争できないようなものをつくるのが特色だと思ふのです。またその面を生かしていかないと、ただ協業化、近代化といいますが、それだけじゃ中小企業を助けるほんとうの政策にならないと思うのです。このケミカルシューズの場合は、神戸でつくった日本独特のサンプルを、そういう大商社が台湾や韓国に持って行ってつくらせるといふのです。これじゃ、向こうのほうが資金は安いのだし、かなわないのです。問屋の人もこう話しておりました。釜山とか高雄の工場が神戸製のサンプルを見てきた。そういうものをどんどん向こうに持ち込んで向こうでやらせる。これでは三菱商事などの大手商社も日本企業じゃない。国籍のないユダヤ的な商法で、もうけるためなら日本の郷土産業の一つや二つはつぶれても何でもないというような考えでやっておるのじゃないか、こう言って憤慨していただけてあります。

御存じのように、大手商社がそういうことをやっているだけでなく、大手メーカーが問題だと思ふのです。たとえば台湾の場合は星発という合弁会社ができっております。あるいは韓国の場合も泰和などのように、大手メーカーが台湾や韓国に合併で進出して、そうしてそれが、もしここでさらに特惠関税供与というふうなことになるならば、日本の大資本が実際上はつくられた品物が逆に日本に入ってきて、ああいう独得の地場産業が全くつぶれていくことになるのじゃないかと思ふのです。私は現地に行ってみまして、協業化とか近代化という面を通産省がかなり努力しておられるという点は見えたのです。あそこには幾つか近代化のために中小企業団地をつくって、ケミカルシューズの団地ができっておりますし、また最近では、公害防止事業団のほうからも資金を出して、公害防止という意味で団地をつくらせている。いままでもかなり金をつぎ込んでおられる。それだけ力を入れていても、いまのような点をほらうっておけば、結局あれは全滅してしまふのではないかということになるわけです。そうしますと、そういう日本の大企業が海外に進出して、台湾や韓国なんかの安い労働力を使うという面だけでなく、地場産業の一番特色であるサンプルまで持っていくって、それでやられたのではなかったものじゃないか、こういうことを痛感するわけですから、これに対してどういうふうな考えておられるのか、まず聞きたいと思ひます。

○楠田政府委員 ケミカルシューズは、御指摘のように、非常にこまかい企業がほとんど神戸地区に集中しております。中小企業を主体とする弱い産業でございますが、それに対して、近年、台湾、韓国等からの輸入がだんだんふえておるような状況でございます。したがって、特惠につきましましては、わがほうとしては、ケミカルシューズは特惠供与の例外にすることとをまずきめておるわけでございます。

それから、アメリカがどうなるかということでございますが、現在のアメリカの行政府の案によ

りますれば、ケミカルシューズは例外になっておるようでございます。アメリカは日本のケミカルシューズの約八割を輸出している市場でございますが、アメリカにおきまして特惠が例外となれば、特惠という面からはあまり影響はないのではなからうかという感じがござります。

ただ、先生も御指摘のように、特惠がありましても、外からの競争というのはいくらだん熾烈になつてきておるのでございまして、こういったような情勢に対処しまして、すでに昭和四十二年に中小企業近代化促進法の指定業種になっております。基本計画は四十四年の七月に告示されております。したがって、その後いわゆる近況貸し付けという、近況法に基づきます貸し付け制度に乗りまして貸し付けが行なわれておりますが、こういった手段を講じまして業界の国際競争力を強めていきたい、かように考えておる次第でございます。

○米原委員 私の質問した中で一つのほうは、特惠が適用されないというところはわかりました。もう一つ、日本のメーカーが向こうに行つて合併をやつてますね。ことに地場産業の独特のサンプルまで向こうに持って行ってやられるということですね。こういったものに対する措置といふことが、規制のしかたはなにかどうかということですね。

○楠田政府委員 失礼いたしました。日本の生産者がつくり出したもののサンプルが海外へ運ばれて、それが製品になって輸出される、あるいは内地に返ってくるというケースは往々ございまして、問題は、そのデザインがいわば工業所有権の対象となつていないところ、非常に保護手段において欠けるところがございますが、さしたつては、業界の自衛を促すことによりまして、人のデザインの盗用というふうなものをできるだけなくしていきたい、かように考えております。

○米原委員 もう一つ例をあげて聞きたいのです。これはこの前川端委員からも質問が出てお

ましたが、クリスマス電球の問題です。これもおそらく特惠からははずされているということ、アメリカが現に特惠からははずしているということを聞きました。これはどうなるでしょうか。

○原田政府委員 クリスマス電球はわがほうの輸入関税は無税と記憶いたしております。したがって、特惠をやるやらないという問題は起こらないわけでありまして。またアメリカにおきましては、おそらく特惠の対象になる可能性はあるかと存じますが、その場合にかんがりの影響は受ける可能性はあるかと思ひます。しかし、日本もかなり最近いろいろくふうをこらしておられるような面もありまして、またこういった商品こそ、発展途上国にとりまして、まず特惠の対象にしてもらいたいという品目でもあるようでございますので、これからアメリカがどうするかというふうなことをよく見守つて対処してまいりたいと存じます。

○米原委員 そうしますと、クリスマス電球は無税ということになります。一般的に小型電球ですね、ペーパーというのですか、そういうものはどうなるのですか。

○原田政府委員 電球は、私、直接所管をいたしておりませんので、たいへん失礼をいたしました。が、無税であると申し上げましたのは間違ひでございまして、無税の特惠を供与する仕組みになっておるといふことでございます。現在の日本の関税率は一〇・五％であります。米國は二〇％であります。ペーパーランプセットという項目に入っております。現在アメリカ市場におきましては競争合状況でございますが、昭和四十四年、日本からの輸出額三十八億圓、これに対しては発展途上国からの輸出は、韓国、台湾、香港を合計いたしました三十五億圓という状態になっております。

○米原委員 いまおっしゃったのは小型電球のほうですね。クリスマス電球のほうはちよつと違ひわけですから、おそらく発展途上国からいって

電球の日本の関税率七・五%、米国一〇%でございまして、アメリカ市場における競争状況は、日本からの輸出は、昭和四十四年約二十八億円、発展途上国からの輸出は、韓国、台湾合わせまして、先生御指摘のとおりまだネグリジブルでございまして。

○米原委員 まだケミカルシューズとはちよつと違いますが、ここでも同じような問題があるわけですね。クリスマス電球のほうは独特の伝統的な技術があるもんだから、簡単にただ機械化、近代化だけではまねのできないほどの独特のものがあるようです。ただ小型電球ということになりますと、たとえば理研真空という会社ですね。これはオートメーション的な機械を入れたりしてクリスマス電球で勝負しようとしたのですが、これは小さい零細業者になれないですね。そこで小型電球のほうをつくっている。電球会社というのは、一人か二人使っているような非常に小さな業者が品川あたりでは一ぱいいるのですよ。ですから電球業界では、理研真空というの中堅会社というところでしょうか。台湾の高雄にやはり進出して、いま言われるベッパをつくらせているわけですね。そしてこれが相当のしきでいるわけですね。台湾の高雄の場合フリーゾーンになっているわけでしょう。そういう形で進出してきている。また南産業というのが韓国の蔚山に合併の会社をつくって、やはりベッパをつくらせております。それから秋田に小型の電球の団地がつくられ、ここに東京からもずいぶん業者が移っていったわけですが、天城というのが最近台湾進出を計画しております。実際にはやはり同じような問題が今後起こってくる可能性がある。ケミカルシューズは韓国、台湾、香港などに進出して、非常に安い労働力を使って日本に入れているということで、日本の業者のほうに壊滅的な打撃を受けるのじゃないか。特惠供与ということになったらいへんじやないかと思うのです。いまでも相当圧迫されております。

〔進藤委員長代理退席、委員長着席〕

ただクリスマス電球の場合だけとてみますと、非常に技術的なものが古くからあるので、その特色があるために、単に近代的な設備をつくって大量生産すればできるのだというわけにいかないのです。理研真空が実際にやってみるとオートメーションを使うと非常に不良率が多い。一八%、一九%の不良率が出る。家内工業で手で作っているほうが不良率は非常に少ないということがあるために、機械を入れるだけじゃ、あるいは近代化するだけじゃ太刀打ちできないような強みを持っているわけですね。つまり、中小企業育成というときに、単に上から金をつぎ込んで、いわゆる近代化をやるといっただけじゃいけないじゃないか。地場産業の特色がありますね。そういうものを保護して伸ばしていく。もちろん近代化も共同化も必要だと思ふのですが、そういう形のやつでないとならない。たとえばヨーロッパの例を見ましても、中小企業が長い間いろんな経済の変動にも耐えて生き残ってきたのを見ると、みなそういう特色を持っている。地場産業に基礎を置いた伝統的な技術を持っている。そういう業種だと思ふのです。そういうことが出ております。そうしますと、特惠供与によつてそういう特色のあるものでつぶされるという危険が今度の場合起こってくるのじゃないか。これは単に業種転換なんというだけで片づけられる問題じゃなくて、日本の産業全体の、ある意味では古くからの基盤になってきたものですね。そういうものをつぶしてしまふことになるのじゃないかという点を、特にこのクリスマス電球の場合に感ずるわけです。そういう点についてどういふふうにされるつもりか。いまのお話では、やはり特惠供与ということも起こってくるのじゃないか。最初の答弁ではそうでないようでしたけれども、そういうことになっていくのじゃないか。いまのところは、アメリカ自身が特惠供与をクリスマス電球についてはやらないという方針をとっているようですが、そういう点はどうなんでしょう。こういう地場産業を保護するためにどういふ

ふうに考えられているかを聞きたい。

○原田政府委員 米国は繊維とくつを例外にするように見受けられますが、それ以外のものを例外にするという話はあまり聞いておりませんので、おそろくアメリカは、この電球は特惠を供与するほうの中に入れておきたいと思ふます。確かに先生御指摘のとおり、クリスマス電球は輸出比率が非常に高く、その中でも対米の輸出依存度は高く、しかも輸出のシェアが停滞現象にありますので、特惠というものが実施されました場合には、かなり影響を受けるおそれのある業種にならうかと思ふます。

対策につきましては私の所管ではございませんが、聞いておりますところ、やはりできるだけ高度化その他の前向きな施策をもつて対応することが先決であらうかと思ふますけれども、それにもある程度の限度というものが生じてまいりました。今回御審議を願つております中小企業の特恵対策というこの法律案で考えられておりますような、対策の対象として考えられるような業種になるのではないかとふうに考えます。

○米原委員 その点についてはアメリカ自身が、クリスマス電球については特惠を供与しないということを発展途上国に対して言っているというところですが、これは業界の人から私は聞いたのです。その点どうなんでしょう。

○原田政府委員 私どももそこに入っております情報では、そういう情報はまだ何っておりませんので、いまのままだと、やはり入る可能性のほうが強いのではないかというふうに考えております。

○米原委員 そうだとすると、いまのところは、まだ日本のはが独得のものを持っているため、若干台湾や韓国と比べると労働力は高くて、採算が成り立って競争で勝っているわけですね。しかし、いま言いました小型な電球という形では、もうすでに日本の企業が進出して、そしてベッパの面ではむしろ日本のはが追い越されようとしているわけです。その中で問題になって

いるのは、すべてそういう日本の材料がほとんどそちらに持っていられるわけですね。たとえば、電球をつくるためのガラスとか、導線、口金、ワイヤー、そんなものがほとんど台湾とか韓国、香港に持っていられるわけですね。逆に、いま直接の業者の間で問題になっているのは、そのためにそういう材料が日本では値上がりする。というのは、たとえば日本では二十個一組でワイヤーが二十五銭ですか。それをいま原料にしてやっていると一組三十五銭で売れる。だからおまえたちももっと高く買えというので、三十銭に買わされるので、非常に零細な業者ですから、いままで二十五銭なのが三十銭に上げられたら、もう採算が成り立たなくなるわけです。そういうような問題が現に出てくるのです。そうしますと、そういう形で中堅企業が、台湾や韓国、あるいは香港にも出ていくような問題が今後起こるかもしれない。そして向こうでもうほとんどつくります。そうすると、技術はこつちがすぐれていても競争で勝てないぐらゐの状態になっていきかねない、そういう点があります。

先ほどケミカルシューズの問題については、業界の自衛とすることを言われましたが、おそろく自衛で解決しようという問題でないんじゃないか。この点に手を打たないと、結局、大きな業者、中堅業者が海外進出するが、そのために日本の独特の技術を持ったような産業が破壊されていく。こういう点について何らかの手を打たないと、単なる業界の自衛ではいけないのじゃないか。この点についての考え方を聞きたいと思ふ。○福岡政府委員 先生御指摘のように、自衛というだけではやはりおのずから限度があるから、私もさように存じておりますけれども、法律的な規制ということになりますと、たとえばケミカルシューズでございましては、ケミカルシューズについての意匠について意匠権を持つというようにすることができませんと、法律的ないは救済というのは困難かと思ふます。ただ実際問題といたしま

して、意匠権を申請いたしましたとしても、あるいはそれが類似のものであったりするケースもございまして、特許に認められず、意匠権が確立するまでに期間がかかるという問題がございまして。一方、輸出品デザイン法という法律がございまして、輸出品のデザインを登録いたしましたとして、その登録したデザインを使用する場合は本人の承諾が必要、あるいは本人の承諾なしにはその登録したデザインを持つ商品を輸出してはならないという制度もございまして、これは、ただいま先生がおっしゃったような、香港へのサンプルを出しまして、香港から現地に輸出します場合、非常に押えることはむずかしいでございます。

それからもう一つ問題になりますのは、そういうようなケースでは、たとえばアメリカならアメリカという市場におきまして、いわゆるコピーライティングを持つようなことでございまして、ほんとうは万全の規制というのにはできないわけでございます。したがって、法律的にはいろいろ問題がございまして、非常にむずかしいでございます。この問題は、今後とも十分検討を続けさせていただきます。

○米原委員 もう時間がありませんから、中小企業庁長官に、最終的にひとついまの問題について意見を聞かしてもらいたいです。つまり、特恵供与によって、相当伝統的な技術とか特色のある地場産業が、へたをすると壊滅状態になるというふうな問題がございまして、この問題は、中小企業対策の中でも、そういうものが基礎にならないとほんとうの対策になってこないんじゃないかという気がするので、この問題について長官の見解を聞いて終わりにしたいと思います。

○古光政府委員 確かにお話しのように、地場産業を形成いたしております伝統的な産業の中には、小規模零細層でやっております業種が数多いかと思ひます。御指摘になりましたクリスマス電球にいたしまして、あるいはまたケミカルシューズ

にいたしまして、そういうふうな範疇に入る分野の業種だと思ひわけでございます。したがって、特にいまお話しのごさいますクリスマス電球につきましては、これは御指摘の中にもございましたけれども、現状の技術段階ではまだ日本品が優秀である、こういう性格のものであると思ひます。特にそういう地場産業で伝統的に受け継いでおります技術レベルというものは、あくまでもこれを高めるよう努力いたさなければならぬわけでございますけれども、同時に、技術レベルが高いたから地場産業として成立し得るといふ余地も持っておたわけではないかと思ひわけでございます。

そういう意味で、現実にクリスマス電球の場合におきまして、品質の高級品化というものは、かられつつありますけれども、ただ、品質の高級品化で現にいるすべての事業者がすべて対抗できるかどうかということになりますと、そこは全体の生産の伸び、輸出の壁、そういう問題とかからみの問題でございまして、したがって、状況によりましては、過去の蓄積された技術をうまく使えるような、そういう業種への転換、たとえば過去の技術を生かしてクリスマス電球から電子機器用の小型ランプのほうに移っていくようなことも、一つの転換の方途であらうかと思ひわけでございますけれども、そういうふうな一方におきまして品質を向上するための努力をしなければなりませんと同時に、他方において、資本の蓄積された技術をより有効に生かせる方向に、状況によりましては事業の転換をはからなければならぬ、こういう場面もあらうかと思ひわけでございます。ただ、せっかく蓄積された技術でございますので、この特恵の影響の緩和等につきましても、やはりできるだけだけの措置はとりながら、そういう方向で将来への発展をはかっているということ、私どもも努力いたさなければならぬのではないで

ございまして、この際休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後二時五十九分再開

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中小企業特恵対策臨時措置法案について質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村重光委員 時間がありませんから総理に端的に見解をただしてみたいと思ひます。

いま私どもが審議をいたしておりますのは中小企業の特恵対策に関する法律案であるわけであり、いろいろな質疑をかわし議論をしてまいりました。特恵対策の中で、いま特恵供与という形で議論をされて一番問題となっておりますものは、香港に対する特恵供与、それから中国に對しましては——中国だけではありませんが、国連貿易会議に加盟をしていない国々があることは御承知のとおりであります。そうした国々に対して特恵供与の道は一応法的に認められることになつたわけでありまして、その扱いをどうするかということが、これからの問題となるわけであり

香港に對する特恵供与に對しましては、属領であるということ、非常に競争力が強いということ、香港に特恵を与えることは日本の中小企業に及ぼす影響が非常に大きいということ、したがって、この取り扱いというものはどうするか、これがこの後に残された問題でありますけれども、総理が国連総会に御出席になりました際に、英國のヒース首相とお会いになりました。香港に對する特恵をひとつ認めてもらいたいということ、総理が約束になったのかどうか分かりませんが、まあ、それから香港に對する特恵問題というものが、認めない方向から認める方向へと急速に大きく変わったということがいわれているわけでありまして、通産あるいは大蔵両省におきまして、無条件にこれを認めていくという考え方は

ないというのでありますけれども、やはり認める方

向であることは間違いないようであります。したがって、この香港に對する特恵供与に對しては、総理はどのようにお考えになるのかという点が一点であります。

それから、中国その他の国々でございますが、先ほど申し上げましたように、法的には一応この道は開かれましたが、ただ特恵供与を希望する国というところになっておりまして、その希望の形式的なものをどうするかという点があるわけであり、やはりメソツの問題もあるわけでありまして、それから、そういう形式にこだわることなく、彈力的に法を運用していつて、特恵を供与していくという方向、そのことが望ましいのではないかと私は思ひます。総理は、それらの点に對してどのようにお考えになるのか、まず伺つてみたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 中村君にお答えいたしますが、香港の特恵関税、この問題は、いまのように、私が向こうへ出かけた際に、向こうから特別に考慮してくださいと、いろいろお話しがヒースさんからありました。これは事実であります。しかし私が、いま特恵を差上げるとか上げないとかいう問題でもないので、これは具体的な問題としてこれから十分よく検討していただきたい、かように思っております。

私は、申し上げるまでもなく、いま言われた御意見の中にありましたような、特恵を受けたいという、そういうことは、自分で選択するという気持ちがないと、こちらから特恵を差上げますと、こう言うものでは実はないように思ひます。まず希望したという、そういう表明が英國の首相からあつた。香港自身は、私が申し上げるまでもなく英國領だ。かように考えますと、それは宗主国がやればよいことで、われわれには関係のないことのように思ひますが、特殊な税制を持つておるとか、あるいは貿易を行なっている。まあ、ある程度独立性がある。そういう関係で、われわれも特に密接な関係を持つておる。そういうところから、いまのような話はそのまゝ希望として受け取つていい

ことじやないか。しからば、その場合にどういうような特恵供与ができるか、具体的問題についてはいろいろ考えなければならぬ、かように私は思います。

それからもう一つの中国の場合、これは中国大陸をさしておられるのだと思います。もちろん、ただいまのような自由選択、自主選択の範囲の問題だ、こう言つてしまえば実味もなくなる。ただいま言われるように、おそらくそれぞれの国もプライドがありますから、何か特別、発展途上国だという意味から特に希望しないというふうなことになる、ややむずかしいことになります。いま中国大陸の場合は、国連加盟というよりも、地域として私どもが特に考えてしかるべきものじゃないだろう、かように思います。しかし、中国から日本に輸入される生糸だとか絹等物、大豆だとか、こういうものは特恵関係からはずされておりますから、いま実際問題として、中国側から特恵を与えてくれろというのを言うか。まあ、言うにしてもあまりうまみがないのじゃないだろう、私はかように考えております。

それよりもまず第一の問題、大前提になるような、特別に与えてくれろという、そういう言い方を先に——いまのたてまえがどうも実情に合わないのじゃないか、このような中村君の御指摘だろうと思ひます。しかし、どうも各国話し合ったところの共通の問題は、やはり一応自主選択の問題だ、かように考えられておる。これは御了承いただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 まあ、たてまえは総理お答えのとおりでありましょう。しかし実際の運用の問題は、そうむずかしく考えなくたっていいじゃないか。形式はどうあらわすかということだと思ひます。いずれにしても、総理、ケネディラウンドの最終年度の実施が繰り上げて実施されることになつてまいりましたが、関税格差が実はあるというところは好ましいことではないだろう。中国に対する特恵供与をしないことになつてまいりますと——これはこちらがしないという積極的な

ものではありませんが、問題は、先ほど触れましたように形式の問題です。事実上、中国に対する特恵供与をしないことになつてくると、また関税格差が生じてくる。これは単に、中国から物が入ってくる、特恵供与されて中国が利益を受けるか受けぬかという問題ではないと思ひます。やはり輸出入の関係において、日本の消費者にとり、あるいは日本の中小企業者等にとつても、いろいろな面で影響があるだろう。したがつて、この関税格差をなくしていくという方向は、総理としても基本的には反対じゃないのじゃないか。総理としてもそういう方向を指向していらつしやるのじゃないかと思ひます。そういう方向で前向きに対処していく姿勢であるのかどうか。時間の関係もありますから、端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 前向きにとおっしゃるが、私は前向きに取り組もうということをお願いしております。しかし、なかなかたてまえ上、前向きだけでは進まないようなものがあるようでございます。これは私のほうからいうよりも、むしろ相手方にそういうものが多いのではないだろうか、かように思ひます。

○中村(重)委員 貿易問題を中心にしたしまして、中国問題について若干お尋ねをしたいと思ひますが、日中関係の正常化は、言ひまでもなく一日も早く国交を回復することであらうと思ひます。しかしながら当面は、いつも議論されます吉田書簡を廃棄する、したがつて、貿易の障害となり日中友好の大きな壁となつておるこれを取りはずすということが、私は一番大切じゃないかというふうに思ひます。この点に対する政府の、最近の参議院あるいは衆議院の各委員会における答弁等は、若干変化したようにも感じますけれども、何といつても、総理がこれをどうするかという決断をお下しにならなければ、ケース・バイ・ケースでやるとか、いつも答弁は同じようなことが、私どもが質問しますと返つてくるのですね。実際は、この壁によつて、吉田書簡の重み

によつて動きがとれないというのが実態でありまして、この際いかかです総理、もう吉田書簡なんというものはこたわらない、これに拘束されない、こういう態度にこゝで踏み切られる御意思はありませんか。

○佐藤内閣総理大臣 まあ、吉田書簡というものは、これは私信ですから、そういうまでもこたわる必要はない、かように私は思ひます。だが、これが取り消したとか、あるいは撤回したとか、そういうような問題でないことは御了承がいくだろうと思ひます。

吉田書簡でいつも問題になりますのが、輪銀の資金の使い方だ。これはケース・バイ・ケースといひ、これも一貫して政府は申し上げておる。かもしませんが、これはケース・バイ・ケースでできる以外にはございません。

○中村(重)委員 総理、いまのようなお答えでは、総理に私が質問しても意味がないわけです。いつも私たちの質問に対する答弁はそんなんです。ケース・バイ・ケースでやりやうになるんだつたら、實際そのことを徹底させなければだめじゃないでしようか。少なくともこうした公の場でお答えになる以上は、そうされる必要があるだろう。

それから、総理は、これは私信だから、これを撤回するとか廃棄するとか、そういうものじゃないんだ——しかし、事実上吉田書簡に拘束されていることは間違いないですね。そして延べ払い輸出に対する輪銀使用をとめたことは間違いないですね。それがいま政策になつてゐるわけだから、したがつて、この政策を改めるといふ態度をおとりにならなければいけません。ケース・バイ・ケースでやりやうになるというのなら、具体的にそのことを徹底させる、そしてその意思を表明するといふことではなければならぬと私は思ひます。その点いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 一番確かなところ、一番確威のある場所ではつきり言つてゐるのですし、ま

た新聞でも必ず報道されると思ひますし、また新聞を待つまでもなく、この国会の審議の場合は国民には直接訴えておるだろう、かように私思ひますが、その場で、たゞいまも申ししますように、ケース・バイ・ケースでできるんだ、こういうことを申しておるのですから、これはもうあらためて特に説明する必要はないように思つております。

○中村(重)委員 それでは、総理が、吉田書簡に拘束されるということを、いままで何回か表明してこられたわけです。それを修正をする、拘束されない、その意思表明を受け取つてよろしうございしますか。

○佐藤内閣総理大臣 私はいま、輪銀を全然使わないといふことではございません。御承知のとおり、もうすでに使つてゐるものもございします。ただ、長期にわたる輪銀使用というものについてはいろいろ問題がある。これはもう吉田書簡もそういうことを指摘してゐるし、またこれからも、ケース・バイ・ケースでそういう問題といたかに取り組むか、こういうことにならうと思ひます。その辺のところは、私、別にいままでと方針が変わつた、また変えた、こういうものでもない、かように御理解いただきたい。

○中村(重)委員 吉田書簡に拘束されるから、御承知のとおり、すでにプラント類の長期の延べ払い輸出をやろうといふことですでに申請が出て、それを許可しようとする寸前にストップさせたでしよう。それが今日に及んでゐる。ケース・バイ・ケースでやりやうという答弁はしてゐるけれども、答弁だけであつて、そのことが輪銀にも徹底させない。業界にも徹底させない。答弁だけして、實際それを押えておるといふのが現実ではありませんか。それを改められなければ、これは最高の機関において答弁をしたんだから、これにまでするのはないんじゃないか、そんなことは愚問愚答です。私は愚問をしてゐるんじゃないんだけれども、総理、少なくともあなたは権威ある総理大臣です。もう少しそういった愚問を繰り返すのではなくて、はつきり長期延べ払い輸出に対するところの輪銀使用も認めていく。その申請をしたも

のを、全部が全部認めるわけにはいかない。金融ベースですから。それはしかし、少なくとも政策の転換をするということではなければならぬと私は思う。いわゆる全面ストップをしてきた。その点いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 いま通産大臣も、押えたようなケースは最近ございません、こういつてはつきり申し上げておきます。だから、別に愚答しているわけじゃないんで、賢答——実際を答えておる、かように御了承いただきます。

○中村(重)委員 私どもは、輸銀の總裁を呼んで委員会において質問をして、あなたは輸銀の總裁なんだから、したがってあなたが、金融ベースでこれを認めて差しつかえないというものは、認めるべきじゃないか。ところが、それに対して輸銀の總裁は、どう答えていると思いませんか。私はその権限はあるけれども、その上に輸銀を使用する、使用してはいけないという国の政策が優先をするのだ、そのことに私どもが拘束されるということとは当然ですと答弁しています。だから、その政策の転換をおやりになって、自由に輸銀の總裁が、いわゆるケース・バイ・ケースで、金融ベースに乗るならばこれを融資をしていくという道を聞くという態度を明らかにされなければならぬと私は思うのです。その点いかがですか。あなたはいままで吉田書簡に拘束されてきた。議事録にはつきり拘束されると答弁しておる。だからこの際、この答弁を修正をするということではなければならぬと私は思う。その点おやりになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 いま私が申し上げていることが、在来の主張と変わっておれば、その点は変わつたようにお認めになってしかるべきだと思います。私はしかし、別に変わつたと思っております。だからその点は、いまここで申し上げた、具体的な処置はするんだ、具体的な問題が出てきたときにこれは処置する、かように御了承いただきます。

また、輸銀の總裁が云々というお話がございすが、私は聞いておりませんから、輸銀の總裁が

そういうことを言っておるかどうか、特にこちらから確かめてみる必要もないかと思いますが、そもそも政策的な問題だというより筋の筋のものでもないだろう、かように思います。ただ、金融という問題、金融ベースだけでものごとは処置はされないだろうと思っております。そこには、やはり連年の自由の範囲、それは広いものがあるだろうと思っております。ただ金融のベースだけでやれるというものでもないだろう。これはいま言うように、場合によつてはもっと大きなもので判断する、こういうものがあるんじゃないでしょうか。だからちよつと總裁の話が私には理解しかねる、さように御了承願います。

○中村(重)委員 どうもこの問題、こんなに長時間をとるとは私思ひなかつたんです。おっしゃる通りに、金融ベースだけにたわれないで、しかし高度な面で輸銀を認めていくことだつてあるだろうと私は思います。そのことは、總理のおっしゃることを理解をいたします。ただ、何と言われようとも、輸銀を使用させないというような政策をおとりになつてきたことは間違いないのでありますから、いまの總理の御答弁で、いままでそういう方向であつたけれども、これからは、事実上そうした申し出が業界からあるという場合、これはそれを十分審査をして認めるべきものは認めていく、また認めるという方向でこれからは進めていくという態度であると理解をしてよろしくございしますね。

○佐藤内閣総理大臣 先ほどから答えたとおりであります。

○中村(重)委員 それじゃ日中問題について、いろいろ最近の動きというよりなものを通じて二、三お尋ねをしたいわけでありまして、時間も、関係がありましてお尋ねできないわけですが、いまの輸銀の問題は、カーンズ米輸出銀行の總裁も香港で、いままで輸銀使用をとめておつたけれども近く数カ月のうちにこれを撤廃する、という方針を明らかにしているということも、私は参考になるのではないかと、かように思います。そ

れから、最近、中国問題に対する日米首脳と申しましようか、總理の意向はわからないけれども、愛知外務大臣が参議院の外務委員会、中国の国連代表権問題については重要事項指定方式の再検討、一つの方式にこだわらないというような答弁をしておるようであります。それから、いま訪米をしておる法眼外務審議官、これはアメリカとの間に中国問題で接触をしておるということをお明らかにしておるようであります。またアメリカも、中国問題についていま鋭意検討しておるということをお、これまたそういう形で述べておるようであります。けさの新聞でございしたか、昨日でしたか、七二年の民主党の大統領候補に出馬を表明しているマクガバン上院議員が中国承認の決議を上院に提出したという。大きく動いてきておる、私はこう思います。

したがって、私はやはり、大きな歴史の流れ、大きな現実というものを踏まえて、中国問題について対処していくということではなければならぬのではないかと、かように思います。總理は二十五年間、中華民国、蔣政権を唯一の中国の政府として認めてこられた、そうした歴史の重みというものは、私は事実上あるだろうと思つた。しかしながら、七億五千万の人口を持つておるこの中国、そして中国大陸を支配しておるこの中国、アルパニア決議案にあらわれたような、そうした現実というものの重みも、私は見すごしてはならないと思つた。したがって、最近のそうした一連の動きというよりなものが、總理の意図に反するものではないのか、私は思つた。私が思つたのは、總理はその後、中国問題についてどのように対処していこうとお考えになつていらつしやるのか、何つてみたいと思つた。

○佐藤内閣総理大臣 別にことばじりをするわけではございませんが、私が別に意図しているものはないと思つた。私の意図に反して世の中が動いているのじゃないかと、これはこ

を見ていくことが大事だろう。どうも原則論もさることながら、現実の問題としていかに処していくかということが一番大事なことじゃないか、こういうことを実は申し上げる一人でございます。

いまお話にもありましたように、中国大陸、これは小さいといえども中華民国に一指も染めてはいない。また、中華民国自身が中華人民共和国に手を伸ばしている、そんなことは一切ない。こういうことを考えますと、とにかく政権が二つあることだけはつきりしておる。しかも、その政権が二つとも、中国の正統政府であるということをお、私ども思つております。日本からどうこうしようというふうな考え方はない。だから、北京、台北、この両者でお話しになつたらいかがでしょうかというのが一番率直な意見であります。しかし、なかなか問題は、両者で話をするだけでも片づかないかも知れません。私ども一番問題にしておるのは、お互いに武力を使うようなことがあつたらたいへんだ、かように思つておりますから、それだけではないように、かように願つておる、これがいまのほんとうの心境であります。

ところで、私も中国に対してどういうようなことを言つてゐるか。中華民国に対してはもう講和条約がございしますから、そういう意味で日本の主張もつきりしてゐるし、また、このはりの受けとめ方も、私どもはこれはつきりしてゐるから別に触れることはない、かように思つた。いま問題になるのは、北京政府の問題だ、中華人民共和国の問題だ、かように思つておりますが、しかしこれはどうもその二つの日本と北京と、政権のあり方が二つとも違ひますから、お互いに違ひは違ひなりに認めて、そうしてお互いに干渉しないで尊重し合つていく、そうして仲よくしようじゃないかというのが私どもの主張であります。これが実際の問題として、今日展開されているような民間貿易もだんだん拡張するし、また人的交流も盛んに行なわれる。とにかく、政府としては承認しない、まだしてない国でも、こうしていま卓

球選手団が来ている。こういうようなことを考えると、だんだん深まっていくのじゃないだろうか。この問題は、一つの中国、そういうものを外からきめてかかるわけにはまいりませんけれども、おそらく歴史の流れでそれはきまっています。かように私は思います。だから、ただいま願うところのものは、とにかく隣国で武力抗争がないこと、とにかく話し合いでものごとが片づいていくこと、対話の世界になっていくこと、こういうふうに私は考えておるのであります。

先ほど話がありました、外務大臣が国連の場でいろいろなことを考えておるとおっしゃる。これはまだ私は、国連の場においてとしどいうような処置をとるか、ただいま日本政府としては目下検討中の問題であって、結論がまだ出ている問題ではございません。したがって、おそらく担当する外務大臣としては、いろいろな意見を持っておるに違いないと思います。また、それがいろいろ緊張を緩和するという方向に働けばいいけれども、いまの動き方自身で非常な刺激を与えるというようなことがあれば、これはもちろんわれわれは注意して、そういう事態が起こらないように処置していかなければならない問題だと思ひます。

先ほど法眼君のお話に触れましたが、法眼君が帰ったばかりですから、まだその報告を私は聴取しておりませんが、近く聞くことになっております。法眼君から十分最近の模様も聞いてみたい、かように思っております。アメリカの動きも、御指摘になったように、いろいろ流動的であること、これも私も、全然目をつぶっておるわけではございません。しかし私は、どうもアメリカ自身は、いままでの米華条約というものを保持して、そう簡単に中華民国との関係の断つというふうなことはできないだろう、こうも考えますし、また国連憲章自身で中華民国がちゃんと指名されているというか、安保理事会の常任理事国になつておる。そういうようなことを考えると、いま言われる問題が一番むずかしい問題である。その際に私どもが取り組んでいく姿勢が、これはむ

ずかしいからといって避けては通れない。どうしてもこれは、おそれられ早かれ取り組まざるを得ない問題なんだ、そこに問題があるのだ、かように思っておりますから、もう少しじっくりあらゆる材料を集めて、そして隣国に問題を起さないように私ども協力することが大事なことでないか、かように私は思っております。

どうも要領を得ない話で申しわけないのですが、ただいまの段階は、まだきまらないというのが実際の事実の問題でありますから、さうに御了承いただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 これをやめますが、先ほど私は、そうした一連の動きは総理の意図に反する動きではないのかというように申し上げたので、意図に反して動いている、こういう意味ではなかつたわけです。

私は最後に、特惠供与をやることにおいて中小企業に非常な影響があるというので、いろいろ金融、税制上の措置が講じられつつあるわけですが、しかし、いかにいろいろな施策を講じようとしても、大きな壁がある。これは何と云っても金融機関の歩積み両建てだと思ひます。いま大蔵省も年に二回くらい、書類調査であるとか、ときたま現場調査をやっているのですが、ところがこれは一つの標準みたいなものを示しておる。これは一〇%とか一二%ということをおるわけですが、集約しているのは、ところが現実には、定期性の預金というものが三〇%、流動性二〇%、合わせて五〇%程度は依然として拘束性なんです。しかも拘束性のものには、金利措置でもって、六〇%程度の安い金利で実はその金を貸すことができるのです。それを担保にしますから、ところが裏拘束ですから、裏拘束にはこれを担保にすることができないのです。もう中小企業者は、この歩積み両建ての問題が出て自衛を促したという形において、むしろそのために非常に苦しんでおる。いい方向に進まなければならぬとは逆に進んでおる。悲しい涙を流しておる。ところが、預金はほとんどとった、しかも預金を担保に

して金利は信用貸しの金利をとるのだから、笑いがとまらないで、金融機関、銀行はうれし涙なんです。こういうことではどうにもならない。それと同時に、政府関係金融機関の代理貸しをしているのです。代理貸しについては、危険負担は金融機関、銀行がやりますから、水増し申し込みをさせるのです。一千万のときは二千万というように水増しをさせて、その水増し分だけは即時両建てをさせる、そういうでたらめなことが今日まかり通っております。総理、ひとつこれは徹底的に調査をさせて、こいつた不当なことがまかり通らないようにしてもらわなければならぬと私は思ひます。総理のき然たる態度をこの際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 歩積み両建て、これはもうずいぶん長い問題であり、さうなことが金融機関で行なわれていてはいかぬということ、非常に嚴重に取り締まり、最近はそのような問題はほとんど影をひそめたかと実は思つていたので、ところが今度はまた同じような質問が出ておる。これはたいへんな問題だ、かように私も思つておりますから、これはひとつ嚴重に取り締まり、適正な処置をとることにこの上にも努力するつもりでございます。決意だけでお答えいたします。

○八田委員長 石川次夫君。

○石川委員 時間がたいへんございせんから、要望を一つと質問を一つ申し上げます。

中小企業の問題は、いま中村委員からも取り上げられておりましたけれども、御承知のように、金融引き締めの影響は中小企業には極力与えないようにという配慮をされた大蔵大臣などは言っておりますけれども、現実の問題としては、二年間の手形だとか、あるいは手形も出さないというふうな状態で、塗炭の苦しみをなめておるのが中小企業の実態であります。そこへもってきて後進国のキャッチアップ、それに加えて自由化の問題、そこへ決定的な打撃を与えるかと思われるのがこの特惠問題ではなからうか。金融機関の貸し出し残を見ますと、五年前三八%の中小企業が四

五%まで伸びておりますから、若干の考慮は払われておりますが、しかしながら、まあ総理大臣は、大企業の苦しさはよくわかつておるかもしれないが、中小企業は、それにも倍する塗炭の苦しみを最近特になめておるといふ実態をよくお考えになりまして、今度の特惠によつてきわめて甚大な打撃を受けるものが特に地場産業は多いというところをお考えいただきまして、特定事業を政令で定める問題、あるいは特惠関税の適用を停止するセーフガードの問題、またシーリング枠の割り当ての問題などというものは、火急に適當にやらなければならぬ場合がたふさんあると思ひます。これは、いまの中小企業近代化審議会で行なうというふうなことを言われておりますけれども、いままでのような官僚的なやり方であつたのではとてもない事態を生ずるので、これは通産省に特に考えてもらう問題であります。さういふことから起こるところの相次ぐ倒産などのないようには、是が非でも、たとえば一つの例をあげますと、韓国から逆利用輸出された製品に村山大島つむぎというのがあるのです。これがたつた半値でもって韓国から日本に上陸する。これはとても対抗できないという問題もあるわけであります。こういう場合どうするんだというふうなことも踏まえて、これに適時適策な対策ができるような特別の委員会などもつくる必要があるのではなからうか、こういうふうにも思ひますので、この点はひとつ通産省の意向をくみながら十分な配慮をしていただきたい。これは要望が一つであります。

それからあと一つは中国との問題で、いま中村委員のほうから申し上げましたから、多くを申し上げる必要はありませんが、輸出面でも輸入面でも、それから特惠供与の中小企業でも、及ぼす影響はたいへん大きい。しかしながら、十年後の日本の資源というものは、九〇%は海外に依存しなければならぬということを考え、また、そういうた国々の生活水準を引き上げることを通じて貿易を拡大していかなければならぬというふうなことを

がありますから、特恵については積極的に取り組まなければならぬ、こう考えるわけであります。

いまを去る十年前の一九六一年に、国連総会で、発展途上国の国民所得を毎年五％引き上げることを目標としてUNCTADという会議が開かれ、特恵というものが適用されることになったいきさつは、いまさら御説明するまでもないと思うのでありますけれども、一九六七年に先進国だけ集まっていろいろ考えた。その中の一つに、すべての開発途上国に均等な機会を与えなければならぬということが出ておるわけでありました。そこで問題になりますのは、中国とその他の国の問題であります。たとえば、今度の最終決定によりまして、七月一日から施行しようとする予定されるものについて言いますと、生糸、絹織物については、昨年まではケネディラウンド第三次税率で一〇・五％、ことしの初めの税率で九％、四月の最終段階で七・五％。その間、中国のものには基本税率で一五％、これは倍であります。さらに、台湾と中国からしか入らないところの芳油というものについて見ますと、中国の一〇％に對しまして、台湾はケネディラウンドその他で二・五％、実に四倍になるわけでありました。台湾との差がそれだけつく。

それからあと一つ、ついでに申し上げておきたいのでありますけれども、時間がたいはたいへん残念であります。四十五年十一月九日の日刊工業新聞にはこういことが書いてある。すなわち、韓国のほうに日本の企業が猛烈に進出をしてい。おとしまでの五年間で三十五社だったのが、去年は半年間で三十五社である。これは、外資導入では元利負担にたえかねるという国情もあつたかもしれないけれども、とにかく、この原因となつたのは日本、韓国、台湾三国間の協力体制をうたつた日米共同声明である、それにかつて加えて、今度の特恵に対する対応策である、こういうことが新聞にはつきりと書いてあるわけでありました。

そういうことを前提として考えると、このよう

に差ができて、中国というものは、後進国あるいは発展途上国というふうなことは、おそらく自分から言ひ出すことはないでしょう。第二号科学

衛星——日本では風まかせの実験衛星がよたよたと飛んだのでありますけれども、向こうではちゃんと誘導管制装置のついた衛星も飛んでいるんだからというふうなことは理由にはならない。この委員会でも、答弁を聞きまして、ところが、中国の平均国民所得は大体百ドルじゃないか、こう言われておる。百ドルでは、とてもとても発展途上国からはみ出しておるというところは言い得ないのではないかと、こう私は考えざるを得ないわけでありました。ところが、向こうは誇りの高い国であります。国交も回復してありませんから、向こうから手を差し伸べて、日本に對して特恵を供与してもらいたいといつてくることは絶対にあり得ない、こうわれわれは判断をする。しかも一方では、日米共同声明に基づいて、日本と韓国と台湾が生命線であるというふうなことで、この経済関係をつづけるんだということになりますと、中国敵視政策の一環をなしておるんだという口実をいながら与えるだけではないか、こういう懸念を私は持たざるを得ないのです。

たとえば、この中で、水酸化バリウム、塩化バリウム、硫酸バリウム、硝酸バリウムというふうなもの、中国産は関税率が二〇％で、その他は無税になります。えらい違いである。たいへん違いがある。しかし、その他のほうは、こういうものは産物として輸出できないのです。中国だけにしかない。したがって、こういうものはいわばセーフガードの性質のもので、よくよく了解もつけることはできるものではなからうか。先ほど申し上げたような、生糸とか絹織物、それから緑茶、芳油、こういったものは、台湾、韓国と差をつける理由は何もないのではなからうか。向こうが自発的に言わなからだめなんだということだけでは、やはり依然として佐藤内閣は敵視政策をやめてないんだというふうな口実を与えるだけだろうと思ふのです。

私は端的に申し上げるのでありますけれども、私的なミッシンでも出して向こうの意向を打診するとか、何らかの方法で中国敵視政策ととられ

ないような、そういう向こうの了解点というのか、向こうの意思表示を何とか受け取る、こういう努力をまずすべきではないか。そうして特恵関税といふものは、向こうから言つてこなければならぬんだということではなくて、平等に特恵関税を与え得るという見通しが立つた上でこれは同時に施行する。それまでは、韓国と台湾とだけ協力をするんだ、軍事体制、経済体制というもので緊密な関係を結ぶんだというふうな誤解を与えないようにするためには、是が非でもそういう方法をとるべきではないか。逆に言うと、中国の了解が取りつけられない限りは、台湾と韓国は特に深い関係があるわけでありまして、そこにだけ特恵関税を与えるというところはやるべきでない、こうい

う考え方を持たざるを得ないのでありますけれども、その辺の御意見を伺いたいと思ふのです。

○佐藤内閣総理大臣　いま長々とお話を聞きまして、実はどの点か、私は真意をつかみかねておるところがあるのです。そこで、私なりに理解したところでお申しますと、結論は別として、いま問題になりますのは、発展途上国あるいは先進工業国、これはどういふような区別があるのか、あるいは、いまのように、GNPがどうかとか、あるいは国民所得がどうかとか、こういうふうな問題はございまして、どうもきめかねる。みんなが集まつて知恵を出してみても、ここで筋が引けるといふものではない。その結果が先ほどのような特別な扱いを受ける。自主的にです。自分で判断するのだ、こういうふうな自主選択ということになった、かように話し合ひの経過は聞いております。私は、そういうことで、これはやはり、それぞれの国にそれぞれの都合もありましようが、それらのところはやはり常識的な結論に従うべきではないだろうか、かように思ひます。

また、いまお話をしましたが、韓国と台湾に對しては特別に特恵を与えているが、中国大陸に

も同じように与えろ、また中国大陸に与えることがきまらない前に韓国と台湾に与えるということには絶対反対だ、こういうお話をすけれども、私はそれともいふかと思ひます。大体、国際会議で落ちつくところがおよそあるのです。そうしてまた、この問題が起りましたその原因は、私が申し上げるまでもなく、御承知のように、均衡のとれた国際経済、そういう発展を遂げるためには、先進国、いわゆる援助を与え得る国が、この援助を望む、援助を受ける、そういう態度で望む国に對して援助すべきだ。これは国民所得の一％まで、GNPの一％まで援助すべきだ、こういうことがきまつたいきさつもありました。私はいま

国際経済というものを申しましたが、各国とも同じように均衡のとれた経済発展をするということが望ましいことではないか。かように考えますと、いま冒頭に言われたことについては、私も同様の点が多々ありますが、いま質問の点としてお触れになった点は、ただいまのような点でどうも理解しかねる。ちよつと違ひますが、私はしかし、先ほど中村君にも申し上げたように、特別に敵視政策はとらないのです。また、そういう意味で特別に出かけていって、そうして実情を把握してくるとか、そういうふうなことにしても、便宜をはからしてもええたいへんけっこうなことだ、両国間にはまた改善を見るのだから、かように私は思ひます。

いま、どうも一方的な話になりましたことに恐縮ですが、お話しになりました点はいまのようなことではないだろうか、かように思つてお答えしたようなわけではあります。

○石川委員　時間がありませんからやめざるを得ませんけれども、発展途上国の定義はいろいろあることはわかつてゐる。日本の国の中でも発展途上の要素があるのですから。しかし何といつても基本になるのは国民所得だと思ふのです。それを百ドルというふうなことで答弁をいただいている以上は、やはり発展途上国と考えることのほうが常識である。しかし、向こうから言い出さない

という実態にあることも明らかであるし、UNCTADに加盟もいたしてありません。ガットに加盟もいたしてありませんけれども、しかし、向こうにいたらずに刺激を与えるようなことは、前向きに中国と取り組むという佐藤さんの言い分からいうと、今度の場合、逆行するのではないかと、私を非常に心配をする。現実の問題として、公的なミッションでなくていいと思うのです。私的なミッションでいいと思うのです。向こうの意向も十分に聞いてやる。そして不公平のないように、向こうにも特惠を供与する気持ちがあるのだというだけでは、十分に伝えてほしいというのを強く要望しておきます。

○八田委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 長々とすると総理はわからぬらしいですから、時間がありませんから端的に……

この特惠法案を審議しておりますけれども、こうした特惠供与、あるいはまた、ひもつきの経済援助というものをやめよということは、要するに南北問題の解決ということであろうと思います。そこで、先ほども総理が、一九七五年にはGNP一%までの援助をするのだという話をお話しになりましたが、これはすでに昨年の五月にパリでそういうように約束していらつしやうと思うのですけれども、この根拠。

それからもう一つは、過去五年間の経済成長、これは名目一七%と他国では見られないくらい成長しているわけですが、一九七〇年から七五年までの経済成長を一五%弱というように押えましても、この経済成長よりも上回るようなところの一%ぐらいの援助をしなければ、わが国が約束したところの一%の援助ができない、こういうことであるので、そうした年次計画というものを立てておろすのかどうか。

もう一つは、民間ベースと政府ベースがありますが、その政府ベースについても見通しがどうもはっきりしてない。先般、当委員会におきまして、私は政府委員に対してこの問題を質問しましたけれども、確信しますとか、あるいはまた、そ

ういうように努力しますというようにあることであつて、もしも間違ひしますと国際信用が非常にマイナスになる、こういうことでありますので、総理の具体的な答弁をいただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 GNPの一%を発展途上国に対して援助を与えるというその基礎は一体何か、こういうお尋ねが第一問だと思ひます。これは先ほどちょっと触れましたように、できるだけ各国とも経済成長をさせていく。その場合に、その成長率を六%あるいは六・五%程度のところを目標にした場合、先進工業国がどういうような援助をすればそういう経済成長が達せられるか、こういうことが一応考えられて、まず先進工業国は一%を援助に回す、そうすれば各国とも経済成長は期待ができるのだ、それが国際経済を大ならしめるし、また貧困を駆逐することもできる、こういうようなねらいであつたと思ひます。

ところで、それでは一体その一%というものを實現するだけの可能性ありや。経済成長よりも上回つてその一%の援助をやるためには、わが国の場合だと援助率が二%にならざるを得ないじゃないか、こういう御指摘だと思ひます。これがはたしてできるかどうかという、そこに問題があると思ひます。

一九七五年、大体、わが国のGNPから見まして、大まかに申して四千億ドル近いGNPになるだろう。そういういたしますと、一%で四十億ドルの援助だ、こういうことになるわけ、これはたいへんな金だと思ひます。しかし、日本の場合に四十億ドル——これは正確に申せば、一応試算したところでは三十九億幾らというところだと思ひますが、その四十億ドルに近いものを援助する、はたしてそれができるか。これはたいへんなことだと思ひますが、しかし、いまの経済成長が計画どおりにいくならば、その程度は可能じゃないだろうか。これは、その四十億ドルの中で、民間の援助の金額と政府みずからの計画というものと二通りございます。DACその他OECD等でいわれておりますものは、政府の援助をそ

のうちに大体七〇%。だから、一%といへば〇・七%は政府直接の援助だ、こう考えてくれるといわれるのですが、そのほうはなかなか困難なように思ひます。いまの実情から申せば、政府援助はともそこまでききそうにはない、こういうことでございます。

そこで、年度計画でもしたらどうか、こういう岡本君の御提案であります。これは年度計画をするということはたいへんむずかしいことである。ことに海外援助、対外援助、そういうものが計画の上に乗って、そうして相手方に、これは話し合ひでなしに義務づけられたような形になつてきますと、よほどむずかしいことじゃないか、かように思ひます。

しかし、われわれも約束した以上、これはやはり實現するよう努力しなければならぬ。どういうような心づみで、どういうような数字を胸に描いておるかという、そういうものはやはり持たないと、何ら計画なしというわけにいかないかと思ひます。しかし、その計画を外へ発表するということとは、どうもプラスよりもマイナスの面のはうが大きいんじゃないだろうか、かように思ひます。また、そのとおりでないことも多分にあるだろう。ただいまの、政府と民間とのかみ合わせという、そういう点にもむずかしさがあります。だからそこらは、御指摘になった点は、政府が一%の援助を実施するその場合に、こういう点を気をつけろというふうなお話があつた、かように政府に対するアドバイスとして聞いておきますが、ただいま申し上げるように、その困難性を御理解いただきたい、かように思ひます。

○岡本委員 この間もやはりそういうような答弁でありまして、政府ベースで現在は〇・二六%。これが〇・七%になるといふことは非常な問題だと思ひます。しかし、やはりある程度の年次計画をきちんと出しておくといいことは、なかなか——いままでも、計画を出してしましても、二年も三年もしない援助はほんとうにしていないですから、援助国に対して非常に問題じゃないかという

こともわかりますけれども、そうすることにやつてまた、これは非常に信用がつくのではないかと、いろいろふりにも思ひます。

そこで、一九七五年には四十億ドルということは一兆四千億の経済援助ということになるわけですから、そうしますと、それくらい大きな資金の援助をするにつきましても、現在の輸銀とか協力基金——経企庁の中にもありますが、こういうところが非常に手薄ではないか、こういうふうに考えられるわけがあります。

一例を引きますと、米国や、またEECでは、投資する前には相当事前調査をやつております。日本では、協力基金ではそういうことをしてはならないというのが最初のあれだったので、しかたなしにやっていますから、非常に小さな調査しかできないと思ひます。だから、こういう機構整備を拡充する必要があるんじゃないか。また日本では、大学の講座に韓国語がなかったり、あるいはまたタイ語を教えるというところもないというふうなことで、こうしたところの基本的な問題を今後非常に考えなければならぬじゃないか、こういうふうに思ひますが、その点についてお伺ひしたい。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまのところ、日本の場合は、特別な機関を設けなくて、各省間で話し合つて協議をして、そしてやつていくというのが、いまの日本のやり方でありまして。しかしだんだん金額が大きくなる。またそれも、多数の国に対して、窓口は一つだけでなく、多数国と一緒に援助するという場合もありますから、そうすると、だんだん仕事の量は、金額がふえたというだけではなしに、仕事の質がずいぶん変わつてくる。そうなつてくると、やはり機構のほうも整備せざるを得ないんじゃないか、かように思ひます。しかし、できるだけ機構は簡単に、なるべく新しい役所は設けないようにしたいものだ、かように思ひますが、しかしこの問題では、他の国も相当機構を整備しておるようでございますから、われわれも、仕事の、また投資の、また援助

の重要性を考えますと、十分きき目のいくようにしなければならぬ、かように思います。少なくともコンサルタント・システム、そういうようなものが整備される必要がどうしてもあるだろうと思ひますから、こんなことも考えながら、もう少し成り行きを見させていたきたい、かように思ひます。

○岡本委員 この問題はもう少し討議したいのですが、時間がありませんから……

そこで、経済協力とのうらはらな問題でありますけれども、わが国の現在の経済にとって一番大事なのは石油資源であります。年間二億キロリットルといわれるような石油資源の中で九・九％まで大体輸入をする、こういうことになりまして、この間のうちに、国際資本がかってに予告なしに、三十五セントですが、こういう値上げをしてきた。こういうことで、そこから買わなければ、しかたがないから泣き寝入りする、こういうようなことではないから。そこで私、提案でございしますが、そうした石油の消費国の会議を持って、そしてOPEC、要するに生産国を入れまして話し合ひをする。そこへ国際資本、メジャーを入れまして、かつてに値上げしたり、あるいは、そういうことにならないような国際会議を提案をする必要があるのではないか、こういうふうに私は考へるわけでありまして。

またもう一つは、いま日本をよく調べますと、わが国では貯蔵量が二十日分しかありません。ドイツへ行ってみますと百八十日分もあるのです。どんなに軍備を削減してやっても、石油とめたらしむいだ、こういうようなこともいわれておるから、この貯蔵量もふやさなければならぬし、したがって、そうした国際会議を政府が提唱して、そしてこの貯蔵をたくさんやっていくというようなことが必要ではないか、こういう提案を申し上げたいのです。

それからもう一つは、先ほど、ほとんど人事が交流されてくるから外国もよくわかるのではない

か、こういうことでありますけれども、これも私は、五兆八千億の防衛費の中からたとえ一割でも削って、どんだん人的交流を行なう、こうした国民外交をする。要するに、攻められたらどうしようというのでなくして、攻められる前に、攻められないようにするにはどうしたらいいかという国民外交、こういうこともやはり必要ではないか。私は、この経済協力基金も経費協力も必要でありますけれども、そのうらはらな問題でございしたものが必要ではないか、こういうふうな提案するわけでありまして、総理の御意見を伺ひたい。

○佐藤内閣総理大臣 私は、日本の経済の場合、これは原材料はほとんど外国に依存してゐる。いま石油は九・九・五％。九・九とまで言われている。それだけではない。鉄、銅、スズ、またニッケル、こういうものもすべてが——その依存度はそれぞれ違ひますけれども、いま申し上げたようなのは、八〇％以上のものです。粘結炭しかり。そういうことでございまして。そういうことを考へると、この外国に依存してゐる経済のあり方、これはどうしたらいいか、かように思ひます。

また、その外国になつてみると、自分たちのところは産油国ではあるけれども、いまにそのうち石油はなくなるのだ、適当にその石油のある間に成長し、りっぱな国にならんと、豊かな状態に取残されるのだ、こういうような考え方もないでざるを得ないのではないだろうか、かようにも思ひます。OPECの連中が値段をつり上げたといふ。これも産油国の立場になつてみると、いつまでもそういう意味で搾取されるというの困るのだ、かように思ひます。

私は、双方がうまく話し合ひができるような方法はないものだろうか、かように思ひます。中近東の東京に駐在する大使から、私のところはOPECの仲間ではあります、あんなむづかしいことは申しません、こういう話を持ってきた大使もあつた。なるほど私は、過去のつき合ひから見ると、そういうような理解をされてゐるところもある

るようだ、かように思ひますので、こちらにもひとつ話し合ひ余地はあるのだから。やはり長いつき合ひをしていくという、そういうことであつてほしいと思ひます。その基本的態度は、おそれなくとも、産油国でないところのものはみんなくわくとも、産油国となつておられますから、そういう国がお互いに話し合つて、適当な産油国の利益も確保する、こういう方向でいこうじゃないかというふうな話がついてくるのだらうと思ひます。日本などはそういう立場にある国だ、かように私は思つておられます。

ところで、いま一つの対案として、産油国、それに対抗する意味で需要国、それらの連中が組んで何か圧力でも加えるような方法はないか、ととれるような発言でありましたけれども、そういう意味じゃないだらうと思ひますが、私は、共同の利益の擁護というか、そういうものがほしい、こういうことだらうと思ひますが、そういうことは、おそろしくいま申し上げたことで一応将来のめどはつき得るのだ。またそういう意味では、日本などもやはり先頭に立つて話をする、そういうことが望ましいのだらうと思ひます。これは何と申しましたも、アメリカ自身も、やはり石油は外国に依存せざるを得ないような状態にいまなりつてありますから、そういう意味ではたいへん話は進めやすい、かように思ひます。しかし、いまOPEC産油国が相手にしてゐるのがメジャーですが、そのメジャーの連中の中で力を持つものも、アメリカ資本がこれに大きいのですから、ここらにも反省がなければならぬだらうと思ひます。

そこで、御指摘になりますように、国内に、石油の原油をはじめ製品についての貯蔵、貯蓄量、それをやはり相当持たなければならぬ、かように思つておられます。私は、石油業法をつくつたその際には、相当の貯蔵量を持つように設備をすべきことが要求されてゐたと思ひます。しかし、とてもそんな状態ではない。あれは六十カ日分、そのくらいのもを考へてゐたと思ひます。いまそんなところじゃない、二週間もないと

いうような電力会社があらちちらにある。だから一週間もたいたら、もうその次の船は洋上にあるので、いつ来るかわからない。こういうような状態では、ほんとうにいまのOPECとの交渉などフェアにできるはずはございません。非常にマインスだと思ひます。

日本の場合は、三ヶ月程度のものは少なくとも持たなければならぬ。これは欧州あたりでそういうのが計画されてゐる。いま言われたドイツなども、そういうような立場じゃないかと思つておられます。こうなつてきますと、これは業界だけではなかなか持てない。やはり政府がどういうような形で関係するか、そこらはいま、通産大臣、大蔵大臣等で十分話し合つてみよう、かように検討中だ、かように聞いておられますが、こういう話で皆さん方が御心配なさる、政府もその意味では御鞭撻をいただく、かように思つて、いまのお尋ねを心強く思つておる次第です。とにかく、いままでのところは、日本では石油は海上貯蔵とも申しませんが、タンカーに積んである。その間が貯蔵になるんだ。しかもそのタンカーが、日本の場合、総輸送量の六〇％程度は日本のタンカーだ、積み取りもたいへん少ない。これをもう少し積み取りの率も上げなければならぬ。これから石油の使用量、消費量がふえてまいりますから、そういうことを考へますと、タンカーももっと邦船を持つて、日本籍の船を持つようにやはり指導していく必要があるんじゃないか、かように考へます。

○岡本委員 では最後に、いま質問しました中で、人的交流、すなわち国民外交を行なつて、そしてスムーズに今後行けるようにしなければならぬ、これに対するお答えがなかった。

もう一つは、最後に、いま中小企業が一番望んでおりますのは、金融問題もありますけれども、下請代金が非常におくれていることでもあります。ずつとおくれています。いまでは、二百二十日あるいはまた台風手形なんていまして、一年に一べんしか来ない、こういうふうなずいぶんおくれれております。こうした下請代金遅延防止法につきま

しても非常にしり抜けのような状態。これに對して總理から、ひとつ下請代金の支払いについては強力に今後監督もし指導もしていく、こういう決意をいただいて終わりたいと思います。

○佐藤内閣總理大臣 ただいま政府も一生懸命やりますが、やはり民間のおつき合ひのほうがしばしば効果をあげるが多に思っていますので、御遠慮なしに国民外交は展開していただきたい、かようにお願いをいたします。そして、この国民外交ということばに合ふか合ふないかは別として、最近では経済界から使節団の出かけになるのが非常に多い。政府もある程度裏書きをして、そうしてその調査団を力づけております。やはり政府の息のかかった調査団が出かけておる、これが実情でございますが、まあ、政府の息がかかろうが、かかるまいが、そういうことなしに、積極的な姿勢でただいまの諸問題と取り組むことが日本の経済の上には絶対必要だ、かように思います。

次に、下請代金の支払いが非常に延びておる、台風手形という、もうこれは申しわけのないといいますが、われわれ十分注意はしておるつもりでございます。しかし、最近の経済停滞、そういうようなことから、いまのような台風手形、あるいはさらにお産手形などにもこれがなる。これはたいへんだと思つて、その辺は一そう大蔵省にも十分注意をして、金融関係の円滑化をはかる、こういうことで対処したい、かように思います。ことに、どうもこういう場合に、御指摘になりましたように、大企業だけとはかく金融を何とかつけておるが、中小はいつも取り残されている、こういうような見方が強いのでありまして、きょうはまた、大手ではあるが、私自身が石炭鉄鋼の面から、たいへんな陳情も受けております。最近の経済停滞、なかなか深刻な様相を呈しておる、かように思っていますので、これに取り組む政府の姿勢、これは十分実情に合ふように、また力づけるようにいたさなければならぬ、かように思っております。

○岡本委員 終わります。

○八田委員長 川端文夫君。

○川端委員 總理に、先ほどの質問にできるだけ重複を避けた御質問を申し上げて、お尋ねをしておきたいと思ふことがあるわけですが、

いま私どもがこの委員会で審議している特恵供与の問題、今年実施するということは、日本の経済が大困になったと國際的にも認められて中からは、当然の義務でもあらうと存じます。しかしながら、現下の日本経済は、いま總理も言われたように、非常に深刻な不況下にあつて、毎月、倒産件数がふえている事実があらわれておるわけですが、したがつて、少しのデメリットが出ていろういふ影響が深刻に出てまいり、しかもそれは中小企業に大きな影響を与えるというこの特恵の問題に對して、われわれが、経済大国というマクロの見方から考えた日本の経済政策だけで、いわゆるミクロ的な国内の中小企業のことを考えた場合に、これらの問題、政策的な転換を要求する場合には、これらに十分であるかどうか、この問題が心配で、この法案を審議しながらも、だいたいようぶでしようかという質問を今日まで繰り返してきておるわけですが、總理はどのような見方に立ててこの問題に当たらうとされておるか、御意見を聞かしていただきたいと存じます。

○佐藤内閣總理大臣 あるいは、直接にお尋ねに答えたことにならないことになるかも知れませんが、一応、私の所感、感じを申し上げてみたいと思ひます。

申すまでもなく、私は日本の政治、政局を担当しておるものであります。日本の国内に非常な苦しみをもたらすようなことは避けなければならぬ、これは当然のことです。また、何はさておいても先にまず國民のことを考える、こういう立場に置かれておるものでございます。しかし、この対外的な特恵供与、こういうような問題になりますと、これはやはり、ときに二枚の着物を一枚にしても助けてやりたい、それが國際的なつき合ひでもあるのじゃないか。経済大国になればなるほど、やはり大国としての責務はそういうところ

にもあるのじゃないか、かように考えますので、国内にも、やはりしんぼうしていただきたいこともあるのでございます。いつもぬくぬくとしていられる、そういう状態では、國際社会においてわれわれもなかなかつき合ひができないのじゃないか。そういうところに日本に對するきびしい批判も生まれてくる、かように私は思ひます。やはり何と申しまして、いま経済が自由競争では第二位だ、こういう地位にまでなつた。そういうときこそ、もつと謙虚にみずからも反省し、しかもまたお互ひに榮えるような、そういうふうをすべき、そのところへ来ているのだ、かように私思うのでございます。

いまお尋ねになりました点は、ただいまの非常な経済不況の状態、苦しい状態、そういうものと國際的な問題にさらに追い打ちをかけるようなことだけはやめてくれるな、こういうようなお気持ちだつたと思ひますが、私は、国内の問題は国内の問題として処理し、國際的な問題は國際的な観点から取り組む、これでお互ひに、国内の問題も解決され、國際的にも特別な批判を受けなくて済む、こういうようなことが可能なのではないか、またぜひそうありたい、かように願つておるような次第です。

○川端委員 まあ前提があるわけですが、總理が池田前總理と總裁選挙に争われたときには、日本の経済は成長したけれども二重構造なりひずみが多い、これを直したい、直すために立候補するんだ、という決意を天下に声明されたことを私は覚えておるのです。しかしこの六年間に、中小企業がそれほど二重構造を解消、脱皮できるほど報われる状態になつてきていないではないか。現に、中小企業団体が集まれば、通産省の一つのワタク内にある中小企業庁では弱いから、言うならば中小企業省を設置してもつとやめてほしい、もつと強力な施策をほしいといふことを常に言っていることは何故原因かといへば、日本の経済が發展した過程の中に、常に中小企業がその犠牲になつていからではないかといふ裏からの叫びであると思

わなければならぬと私は思ふのです。

そこで今年度の予算を見ましても、國の經濟全体が一八・四％の伸び率を示した一般會計を組んでおられるにかかわらず、中小企業関係の予算は一五・一％である。したがつて、この法律をつくつても、裏づけになる、そのバックアップとなる予算関係ははなだお粗末じゃないか。こういう点ではたして、いま苦悩している中小企業に救いの形、國民すべてが日本のこの經濟成長の恩恵に浴し得る条件にあるのかどうかということに、どのような考えをお持ちであるか、お尋ねしたいと思ひます。

○佐藤内閣總理大臣 私はここ五、六年、日本の經濟の充実さ、これはすばらしいものがあつたように思ひます。私が池田前總理と争つたときとこれは、比べものにならないような実情じゃないかと、かように思ひます。したがつて、いまさらその当時のことをとかく引き合ひに出されても、私は答へようがないように思ひます。それはそれとして、ただいまお話がありました、予算の伸びが一五・一％、これはどうも中小企業の対策としては十分じゃないか、こういうことを言われました。私は、こういうことはパーセンテージでなかなか表現しにくいことじゃないだろうか、かように思ふのですが、いかがでしょうか。これはむしろ、中小企業に對する手厚い処置がとられたかとられないか、こういうことをただパーセンテージだけで金額を云々するのは、實態に觸れないものじゃないだろうか、かような気持ちがあるのですが、これは川端君にたいへん率直な私の感じを申し上げて失礼ですが、どうもそうじゃない、いま中小企業では、どういふ点をそれじゃ希望しているのか、そういうものがどういふように手当てされているか、こういう見方をしたい、かように望ましいように思ひます。

○川端委員 まあ討論する時間はございませんから、質問だけにとどめますけれども、しかしながら、中小企業が今日立っている立場から見れば、不況という気持ちの中に深刻に悩んでいる事実

対して、私は、やはり困がなすべき仕事は予算の裏づけをふやして十分手厚い保護をしていくべきである、こう申し上げているわけだ。これが予算の上から見るならば、五百八十七億という、パーセンテージとしては低い予算しか組んでいないところから見て、常に大企業中心の経済政策を考へながら、中小企業に対してはあたたい思いやりがないのではないか、こういうことを申し上げておるわけだ。この点は討論にわたるとなんですが、大多数の中小企業は、いま非常に深刻に不況の中に耐え忍んで何とか時期を待っているときに、デメリットになるような特恵が急速にまた加わってくるとどういうことになるかもしれぬという不安を持っていることに對して、不安を解消せしめるために政府が強力な指導なり助成をしていくべきではないか、こういう立場でものを申し上げているわけだ。まあ、しかし、この答弁をもらっているうちに聞きたいことを聞けなくなるので、これはまた通産大臣とあしたでもまたやり合います。

ただ、次にもう一つ、同じような形において日本の国内にいま深刻な問題が起きている。いわゆる昨年来の日米繊維交渉の中で、いろいろな政府間交渉もやってきたり、いろいろなことをやった結果が、今年二月、業界が自主規制を発表することによってこの問題に終止符を打ちたいという決意を明らかにしたことは御存じだと思ふのですが、しかし、そのことの結果が、まだ日米間において十分出ておらないにかかわらず、影響が出てきている。けさも新聞を見ておると、中小企業業の夫が家を出して妻と四人が心中した。繊維不況の中に苦しんで一家四人が心中したということが兵庫県にあったと新聞は発表しているわけだ。したがって政府は、七〇年代の産業構造の変化の中に、当然一応通り抜けなければならぬ産業構造の変化を求めるとするならば、やはり犠牲を最小限に食いとめて努力していくことが政治ではないかと思うのですが、特に繊維の交渉、自主規制その他から出てくる問題の対策に対して、ど

のような決意をお持ちであるか、お知らせ願いたいと存じます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほどもお話をいたしましたように、私は、外国のことも考えますけれども、まず国内のことを第一に考える、国民の皆さんのしあわせを願つておるといふことを申しました。そのとおり、この繊維の問題についても、犠牲を最小限度にとどめるといふこと、これは日米繊維交渉、自主規制、そういうことだから特に考えるというのではなく、一般の問題といたしましても、先ほど来御指摘になったような、経済界不況だ、そういう意味で倒産その他が出てくる、金融措置を講じろといふは金融措置を講ずるといふように、あらゆる努力をしております。また税制の問題でも、もう他の場所で議論されたらうと思ひますが、中小企業税制について特別な措置をはかれ、また雇用対策の面からも特別な考慮を払え、こういうようなことで、いわゆる犠牲を最小限度にとどめる、これはあらゆる場合の場合に、そういうことを政府は真剣に取り組まなければならぬ問題だ、かように思っております。ましてや日米交渉というような外交上の問題、それを業界の自主規制によつて解決をした。その意味で特別な犠牲も生じた、こういうようなことがあれば、もちろん、そういう方に対して救済措置、応急の措置をとること、これは当然だといわなければなりません。

ただ、いま御指摘になりました点は、ほんとうに心をゆするやうな気の毒な状態を御指摘になりましたが、繊維自主規制、その内容もまだ私にはわかりませんが、もちろん、まだとられておるものではないと思ふし、業界自身も、どの業界にいかにか割り当てようかといふ相談の最中じやないかと思ひます。だから、いまの一家心中の話は、先行きが暗いといふ、一般の問題から引き起こつておる気の毒な状態ではないかと思ひます。が、おそろくいま業界自身も、この規制をどういうふうに各段階に割り当てようかと考え苦しんでいる最中ではないか。また、これはたしか七月か

ら実施ということになっていたんではないか、かようにも思ひます。ただ、いまの問題とは別に、政府自身は、一般経済界についての責任、これを回還するものではない。これだけははっきり申し上げて、特別な事件に對しては、それに対応する措置をそれぞれ適切にとつていく、こういう態度であることを聲明しておきます。

○川端委員 いまお話がありました中からもくみ取れることは、問題の対処のしかたに、いわゆるタイムリミットといふものが非常に重要な場合がある。いろいろな相談をしているさなかに影響が出てきておるといふ事実。業界の自主規制の実施がまだ準備中であつても、具体的にその影響があらわれてきておる事実があることも十分理解して、それに対処するタイムリミットの問題も十分含んで対処していただきたいと思ふわけだ。特にこの際に、私どもは、新聞を通して、あるいは人から聞く話の中に、どうも政府の中には、一つのマクロ的なものの見方に、貿易黒字があるといふことに対して多少安易な考え方があつたのではないか。したがって日米繊維交渉にしても、ニクソン・佐藤会談といふものの中からもかなり業界に影響を与えられたようにも考えられるし、もう一つは、この特恵関税に對しても、先ほども質問がありました香港の問題等に対しては、英米、ヒース総理に對してあまり気前のいいところを出されて、国内のことをあと回しにされておるのではないか、こういうことも考えざるを得ない。対策もおくれているし、あまりマクロ的に日本の経済を見て甘いことばを——総理という重責の立場から、あまり甘い態度はとつてもらいいたくないといふ考え方も持つておるわけだ。これらの対処のしかたの問題は、当委員会において今後いろいろな審議していきますけれども、総理のかたい決意をもう一べん聞かしていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来同じことを申し上げてまことに恐縮ですが、私が日本の総理大臣として国民の信頼にこたえる、最善を尽くして

く。また、そういう意味で各大臣とも、国民の福祉につながる、そういうことではいま立ち上がつておる。この程度の不況何ものぞというやうな立場で、たゞいま取り組んでいる最中でございます。どうかひとつこの上とも御鞭撻賜りますよう、お願いいたします。

○川端委員 終わります。

○八田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○八田委員長 この際、本案に對し米原君から修正案が提出されております。

中小企業特恵対策臨時措置法案に對する修正案

正案 中小企業特恵対策臨時措置法案の一部を次のように修正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は特恵供与による需給構造の変化により影響を受ける中小企業とその従業員について、その経営と生活を守るため必要な措置等を講ずることにより、中小企業の成長発展を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 前項の措置等の実施に當つては、小規模の事業に對して特別の配慮を払ふものとする。

第三条の見出しを「(経営の安定等に関する計画の認定)」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「中小企業近代化審議会」を「別に法律で定めるところにより設置する中小企業特恵対策審議会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を次のように改める。

特恵供与により、当該事業の目的物たる物品と競争関係にある物品の輸入が増加し若しくは増加する見通しがあり又は当該事業の目的物た

る物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し若しくは減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがある中小企業者は、その事業の経営の安定等に関する計画をその住所を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 都道府県知事がする前項の認定は、政令で定める認定基準に従つてするものとする。

第四十条中「事業の転換を行なう」を「事業の経営の安定等を図る」に改める。

第五十条第一項中「事業の転換を行なう」を「事業の経営の安定等を図る」に改め、同条第二項中「百分の八十」とするを「百分の九十」とするに改め、同条第三項中「年百分の二」を「年百分の一」に改める。

第六十条中「特定事業」を「特恵供与により影響を受ける事業」に、「当該特定事業」を「当該事業」に改める。

第十二条中「第十条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条中「第三条から第九条まで」を「第三条から第十五条まで」に改め、同条を第十七条とする。

第十条を第十六条とし、第九条を第十五条とする。

第八条中「事業の転換等を行なう」を「事業の経営の安定等を図る」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(就職促進手当の支給)

第十四条 国は、特恵供与による影響を受けて当該事業の廃止を余儀なくされた小規模の事業者及び離職を余儀なくされた中小企業の従業員に対して、別に法律で定めるところにより就職促進手当を支給するものとする。

第七条中「事業の転換」を「事業の経営の安定化等」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(中小企業近代化資金等助成法の適用の特例)

第十二条 特恵供与により影響を受ける中小企業者が中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の定めるところにより中小企業設備近代化資金の貸付けを受ける場合において、同法第四条の規定の適用については、同条中「二分の一以内」とあるのは「五分の四以内」とする。

第六条の次に次の四条を加える。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第七条 地方公共団体が、認定計画に従つて事業の経営の安定等を図る中小企業者に対し、地方税法第六条の規定により、固定資産税等について減免の措置を講じた場合には、国は、別に法律で定めるところにより、当該措置による地方公共団体の減収につき、これを補てんする措置を講ずるものとする。

(利子補給)

第八条 国は、中小企業者が認定計画に従つて事業の安定等を図るため金融機関から資金の融通を受ける場合においては、別に法律で定めるところにより、当該資金の融通につき利子補給の措置を講ずるものとする。

(政府関係金融機関からの借入金の返済の猶予)

第九条 認定計画に従つて事業の安定等を図る中小企業者が当該計画の認定を受けた際すでに政府関係金融機関から借入金をして置いた場合には、国は、別に法律で定めるところにより、中小企業者が当該計画の実施を完了するまでの間当該借入金の返済を猶予するための措置を講ずるものとする。

(不要となる機械設備等の買上げ等)

第十条 国は、別に法律で定めるところにより、中小企業者が認定計画に従つて事業の経営の安定等を図るに当つて不要となる機械設備等について買上げ等の措置を講ずるものとする。

本修正の結果必要とする経費は初年度において、約五百億円の見込みである。

○八田委員長 ます提出者から趣旨の説明を求めます。米原君。

○米原委員 日本共産党から提案しました中小企業特恵対策臨時措置法案に対する修正案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。政府提出の中小企業特恵対策臨時措置法案は、発展途上国への特恵関税の供与によつて重大な打撃をこうむるわが国中小企業を救済するものではなくて、転換についてだけの助成措置を講じようとするにとどまり、それを口実にして、かえつて中小企業の切り捨て、整理統合及び系列化を促進する内容を持つております。

わが党は、大企業との海外進出のために中小企業を犠牲にする特恵関税の供与に強く反対してきましたが、これが実施され、中小企業の被害が甚大なものとなることが予想される事態のもとで、中小企業の発展とその従業員の生活の安定のために、緊急に必要な措置を講ずることを要求して、この修正案を提出したものであります。

修正案の第一点は、特恵対策の範囲の点であります。政府案では、特恵供与の影響による中小企業事業の転換が主要な目的となつておりますが、これに対して修正案では、中小企業者とその従業員について、その経営と生活を守るため必要な措置を講ずべきものとしております。

修正案の第二点は、特恵の影響についての認定の点であります。政府案が、あらかじめ事業を特定しその転換をはかるのに対し、事業のいかんを問はず、特恵の影響を受ける事業について、国と地方公共団体が必要な援助を行なうものとしております。このために、中小企業近代化審議会ではなく、中小企業特恵対策審議会を設置し、それを民主的に構成するものとしております。

修正案の第三点は、国の財政金融等の援助の点

であります。政府案では、転換融資、税制の特例、職業訓練、就職のあっせんなどに限られておりますが、さらに次の対策を講ずべきものと考えます。

第一は、国が都道府県を通じて行なう中小企業近代化資金貸し付けの限度額を必要額の二分の一から五分の四に引き上げる。第二点、事業者が政府関係金融機関からの借り入れ金がある場合は、経営者及び従業員の生活安定計画が完了するまで返済を延期する。第三点は、廃止を余儀なくされた事業者と従業員には、生活安定と就職促進のため十分な手当を支給する。第四点、地方公共団体が特恵対策として地方税を減免した場合は、国が地方公共団体の減収分を補てんすること。第五点、不要となる機械設備は国が時価で買い上げるものとするものであります。

これがこの修正案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○八田委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、修正案について内閣の御意見があれば、お述べ願います。宮澤通商産業大臣。

○宮澤国務大臣 ただいま御提案になりました修正案につきましては、まことに遺憾でございますが、にわかに賛意を表しかねると存じます。

○八田委員長 これより討論に入るのであります。が、本案並びに修正案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。ます、米原君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○八田委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○八田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○八田委員長 次に、本法律案に対し、浦野幸男君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。浦野幸男君。

○浦野委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案にかかる附帯決議案につきまして、私から提案趣旨の説明を申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

中小企業特恵対策臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、特恵供与による需給構造の変化に対応し、構造改善事業の促進等中小企業の近代化対策を一層拡充強化するとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、特定事業の指定及び転換の認定にあつては、中小企業の実態に即応し、特恵供与の影響及び事業の転換の範囲の判定について弾力的に配慮すること。

二、事業の転換に対する金融、税制上の助成措置については、実情に即しその拡充を図るよう考慮するとともに、廃業の場合についても所要の対策を検討すること。

三、特恵対策並びに特恵関税の供与に関する措置については、関係省庁間の連絡機構の整備等、その一体的運用を図ること。

四、特恵受益地域の指定にあつては、国際競争力の強い地域については慎重に対処し、一方、国連貿易開発会議の非加盟国についても特恵制度の趣旨に適合するよう適切に対処すること。

五、特恵供与等の情勢の変化に対応し、輸出関

係機関のあり方についても十分配慮すること。

以上であります。

附帯決議案の各項目の詳細につきましては、すでに質疑の過程で十分おわかりのことと存じますので、説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○八田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められております。これを許します。宮澤通商産業大臣。

○宮澤國務大臣 ただいまの御決議につきましては、御趣旨を十分尊重いたしまして善処いたします。

○八田委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○八田委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次回は、明二十四日午前十時理事會、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十六分散会

昭和四十六年四月三日印刷

昭和四十六年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A